

GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2024.12.11

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うGS ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月10日に関東財務局長に提出しており、2024年12月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 堤 健朗
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第 1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	7
3	投資リスク	20
4	手数料等及び税金	24
5	運用状況	28
第 2	管理及び運営	34
1	申込（販売）手続等	34
2	換金（解約）手続等	35
3	資産管理等の概要	36
4	受益者の権利等	39
第 3	ファンドの経理状況	40
1	財務諸表	43
2	ファンドの現況	65
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要	66
第三部	委託会社等の情報	67
第 1	委託会社等の概況	67
1	委託会社等の概況	67
2	事業の内容及び営業の概況	68
3	委託会社等の経理状況	69
4	利害関係人との取引制限	111
5	その他	111

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

G S ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(以下「本ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です（1万口当たり）。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

- ① 3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。
- ② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

一般コース：1 万口以上 1 万口単位

自動けいぞく投資コース：1 万円以上 1 円単位

(注) ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2024年12月11日から2025年6月10日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米国のハイ・イールド社債市場へ投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり () なし	日経225 T O P I X その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショール ト型/絶対収益 追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご

参照ください。

本ファンドの名称に「毎月分配型」と付記することがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. 主としてハイ・イールド社債に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
3. ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
4. 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行うことをめざします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

米国を中心とするハイ・イールド社債への分散投資

高利回り社債(ハイ・イールド社債)に実質的に投資することにより、高い利子収入(インカム・ゲイン)の確保に加え、債券元本部分の売買益および評価益(キャピタル・ゲイン)の獲得をめざします。

なお、本ファンドは、米ドル建ての債券等を実質的な主要投資対象としますが、一部を米ドル建て以外の債券等に投資します。

外貨建債券の高利回りとハイ・イールド社債の高水準のスプレッド

外貨建ハイ・イールド社債への投資にあたっては、対円で為替ヘッジを行わないことにより、外貨建債券の高利回りに加え、国債など信用度の高い債券の利回りを上回るハイ・イールド社債の利回りの上乗せ金利(スプレッド)を享受することをめざします。

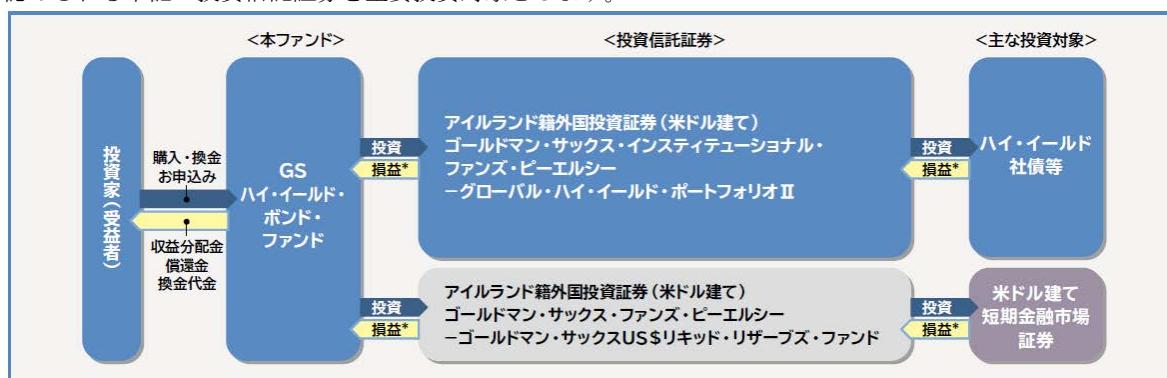
(2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2004年9月17日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」または「組入れ投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制

限を設けません。

上記は本書提出日現在の組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

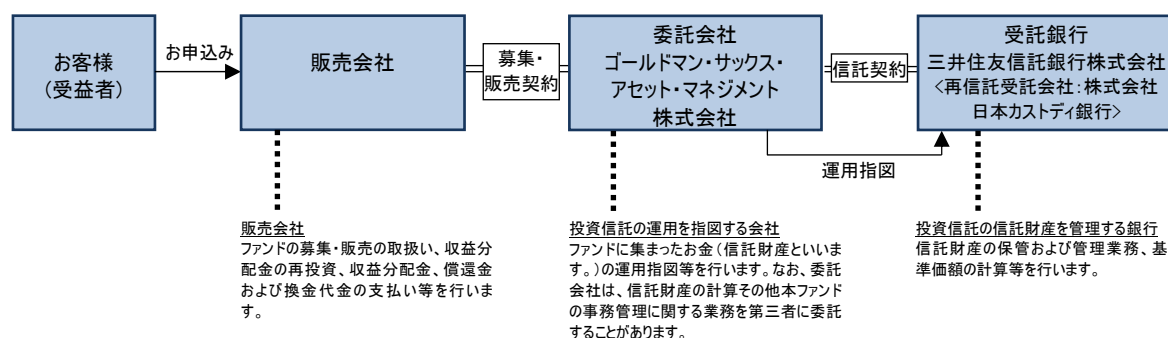
b. 受託会社(三井住友信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2024年6月末現在、グループ全体で2兆6,386億米ドル(約424兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=161.07円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴー

ルドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に變更
 2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併
 c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント・インターナショナル・ ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・スト リート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ① 主として、投資適格未満に格付けされた債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、通常の状態において、資産の3分の2以上を投資時点で投資格付未満に格付けされた高利回りの債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）から構成される高い水準のトータル・リターンをめざします。
- ② 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ⑥ ブルームバーグU S コーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ⑦ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※上記組入れ投資信託証券の詳細については、後記「(2)投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

c. 本ファンドの特色

＜ハイ・イールド社債とは＞

ハイ・イールド社債とは、BB格（S&P）およびB a 格（ムーディーズ）相当以下（投資適格未満）の格付けを付与された社債のことをいいます。

ハイ・イールド社債は、一般的に投資適格社債（S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はB a a 格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

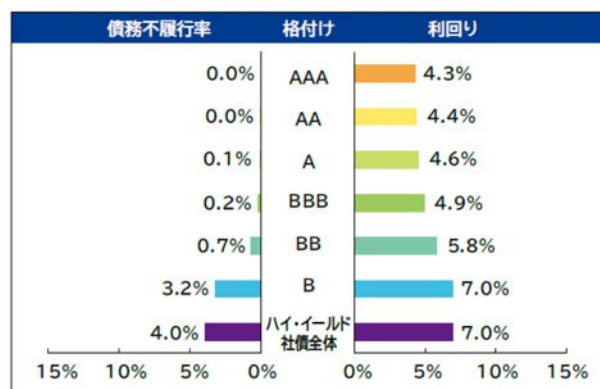
ポイント

●格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。下図の例では、AAA格が最も信用度が高く、デフォルト・リスクが最も低いことを表しています。

●格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知るうえで重要な情報のひとつといえます。

※格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り



＜債務不履行率＞

期間：1981年～2023年

出所：S&P

1981年～2023年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の1年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。

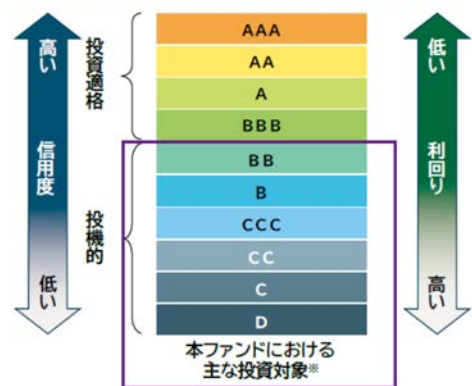
＜利回り＞

期間：2024年9月末現在

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

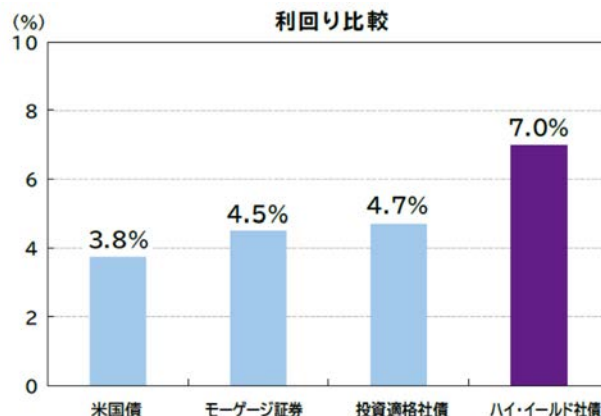
投資対象債券の信用格付けの位置付け



※投資時点で資産の3分の2以上を投資適格格付未満の債券に投資します。なお、BBB格以上の債券に投資する場合もあります。

＜相対的に高いハイ・イールド社債利回り＞

ハイ・イールド社債の利回りは、国債あるいは投資適格社債などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、相対的に高い利回りとなっています。



2024年9月末現在

出 所：ブルームバーグ

米 国 債：ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス

モーゲージ証券：ブルームバーグUSアグリゲート・インデックスのモーゲージ証券部分

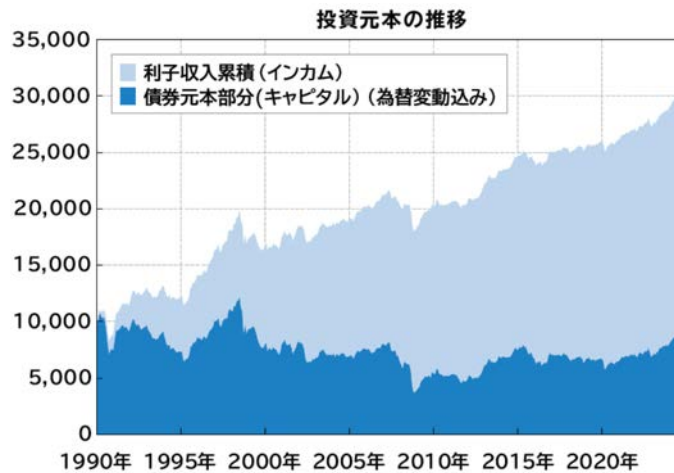
投資適格社債：ブルームバーグ米国投資適格社債インデックス

ハイ・イールド社債：ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<ハイ・イールド社債投資における価格の変動>

過去の実績を見る限り、ハイ・イールド社債への投資は、短期的にも長期的にも元本および利子収入が大きく変動してきました。ハイ・イールド社債への投資は、相対的に高い利子収入（インカム・ゲイン）が期待できる一方で、大幅な価格下落リスクも伴います。



1990年1月末を10,000として指数化

期 間 : 1990年1月末～2024年9月末

出 所 : ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

ハイ・イールド社債: ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス (円ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。また、上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

<ハイ・イールド社債のリスク>

ハイ・イールド社債は利回りが高い一方、一般的に投資適格社債と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

ハイ・イールド社債の価格は、市場環境に伴い大きく変動します。景気後退期には、通常、企業の財務状況は悪化し、元本および利息の支払いに対する信用力が低下するため、ハイ・イールド社債の価格は下落するという特徴があります。

また、個々のハイ・イールド社債の価格は、発行企業の信用状況の動向によっても大きく上下することがあります。



期 間: 2000年1月末～2024年9月末

出 所: ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

ハイ・イールド社債: ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス

米 国 債: ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス

米 国 株 式: S&P500種株価指数

(インデックスはすべて円ベース)

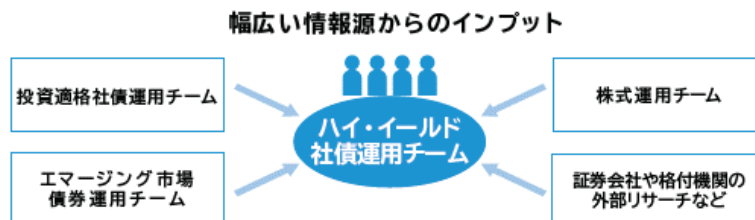
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。

＜ファンドの運用＞

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

ハイ・イールド社債運用チームは、投資適格社債運用チームや株式運用チームをはじめとして、幅広い情報源を活用します。



発行企業の詳細な調査に重点を置き、個別銘柄の選択を行います。また、価格変動リスクの影響を抑えるため、600－700程度の銘柄に分散投資します。

個別銘柄選択のプロセス

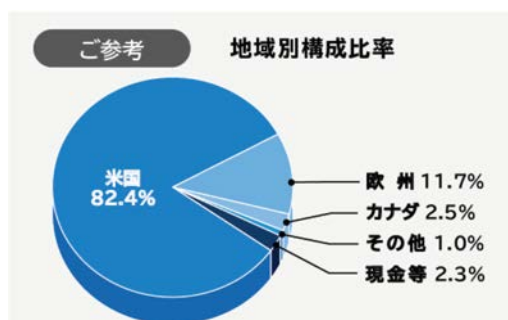
デューデリジェンスを通じて、 レーティングを決定

- ・発行体、業種およびマクロ経済の見通しや流動性などに焦点をあてたりサーチを行います。
- ・「キー・ドライバー」と呼ばれる個別銘柄のパフォーマンスを左右すると見込まれる要因に着目し、ファンダメンタル分析に基づいたレーティングを付与します。

＜キー・ドライバーの一例＞

- | | |
|------|---|
| 競争状況 | ・参入障壁
・業界内のポジション など |
| 経営指標 | ・価格／数量のトレンド
・利益率への貢献度
・経営陣のトラック・レコードやアクセスのしやすさ など |
| 財務指標 | ・手元流動性
・レバレッジ など |
| 見通し | ・ファイナンスの必要性
・キャッシュフローの安定性 など |

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。



本ファンドは、主に米国のハイ・イールド社債市場への投資を行います。欧州その他地域の収益機会も存在することから、グローバル・ハイ・イールド社債市場全体への投資を通じて収益を追求します。

米ドル以外の通貨建て債券に関しては、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

上記は、本ファンドの主要投資対象であるアイルランド籍外国投資証券「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ」の例です。（2024年9月末現在）

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。指定投資信託証券は見直されることがあります。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から除外されたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用の基本方針等	①主に欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付けされた高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
ベンチマーク	ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス（米ドルベース）
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。（一時的に10%を超える場合を除く。） ③一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資は行いません。 ④私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。 ⑤一発行会社の発行する有価証券について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.6% 申込手数料： なし 解約手数料： なし 信託財産留保額： なし その他の費用： 管理報酬、管理事務代行報酬および保管報酬（年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とします。）、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流入入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	① 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ② 高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③ 原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	運用報酬等：年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし（一定の条件下を除く）
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

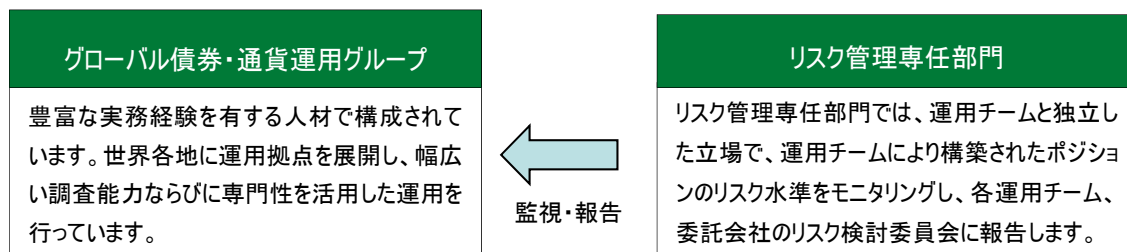
(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

ハイ・イールド社債運用チームは、投資適格社債運用チームや株式運用チームをはじめとして、幅広い情報源を活用します。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4) 【分配方針】

2004年11月10日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（原則として、毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に利息等収益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。分配金額は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 2. 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
 3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により全額自動的に再投資されます。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受け取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

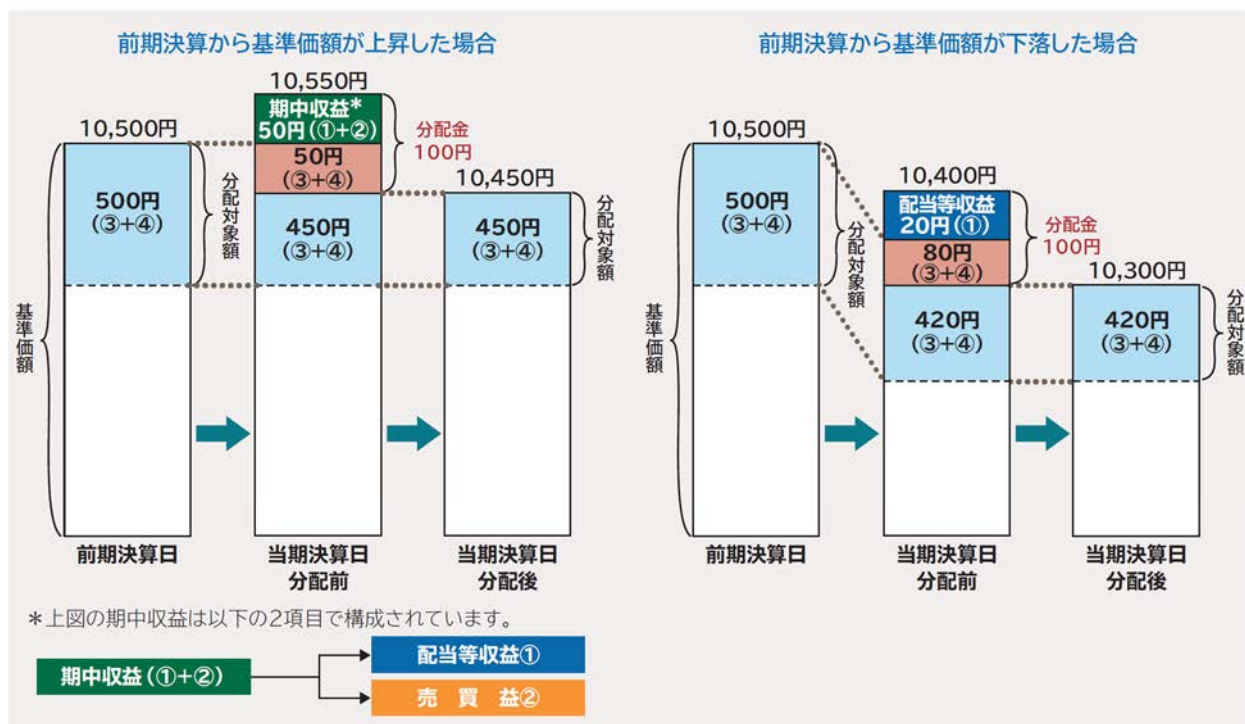


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

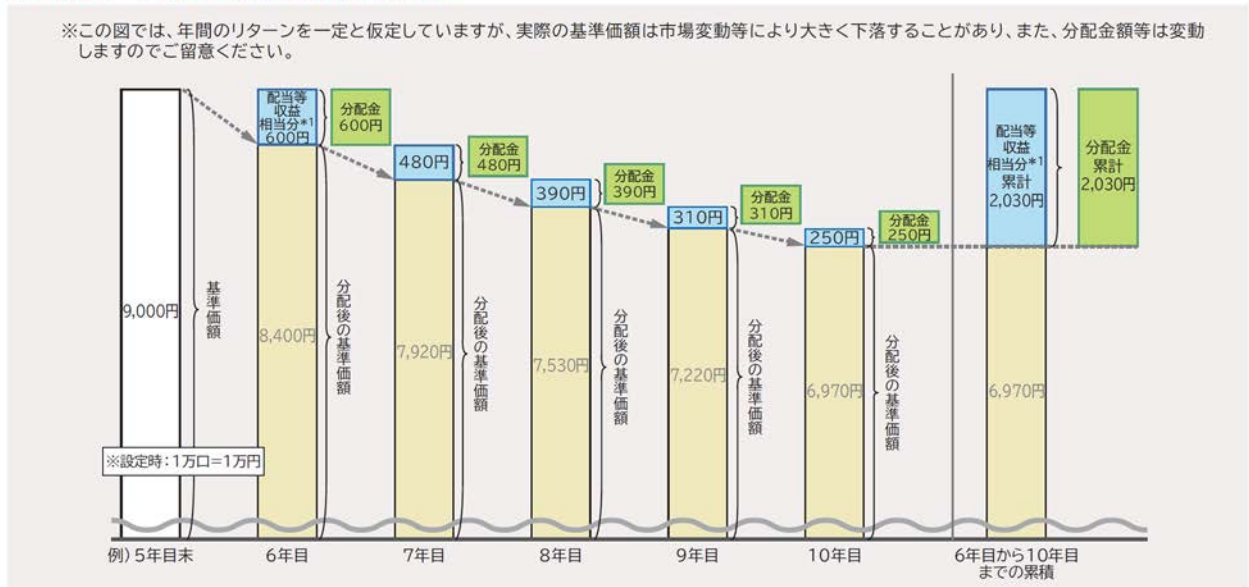
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

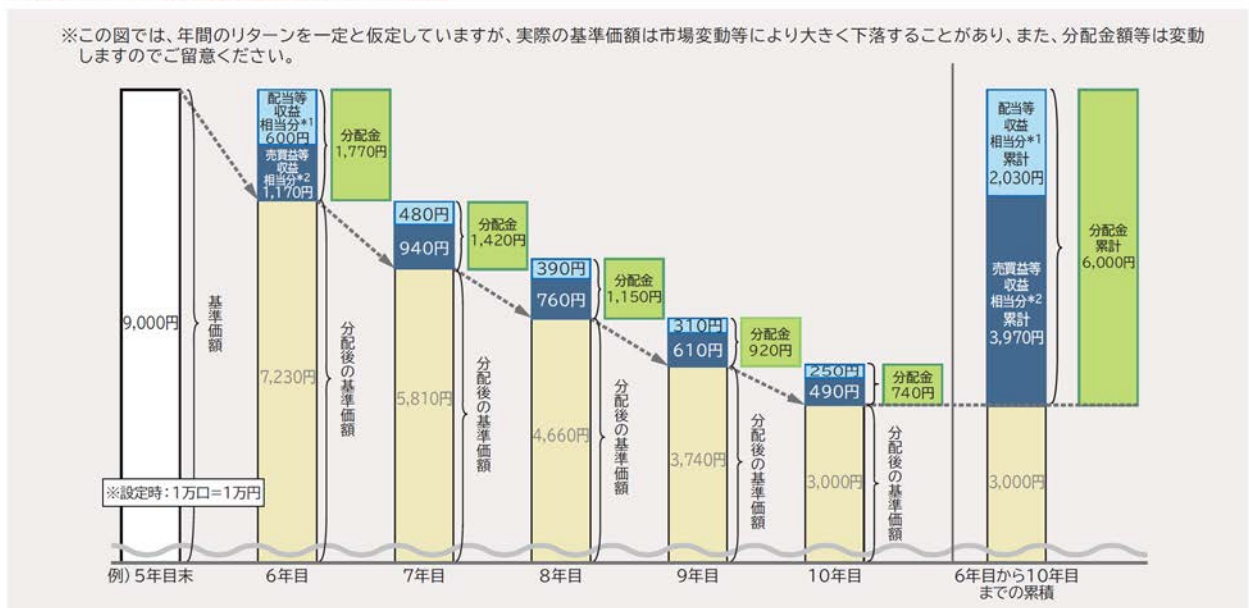
① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
2. 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
3. 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
4. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
5. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
6. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第25条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3. 資金の借入れ（信託約款第33条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

一般的に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、金利の変動幅は大きくなり、価格の変動も大きくなります。

2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

3. 為替変動リスク

本ファンドは実質的に外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

4. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

5. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6. カントリー・リスク

本ファンドは外国証券への投資を行います。外国証券への投資には、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等さまざまな要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

7. デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社および投資対象とする投資信託証券の投資顧問会社の見

通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

8. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(e) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、ブルームバーグU S コーポレート・ハイ・イールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政

府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。
MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

(a) 3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.99%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については、以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分	
		3,000億円以下の部分	3,000億円超の部分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.165% (税抜0.15%)	年率0.132% (税抜0.12%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.792% (税抜0.72%)	年率0.825% (税抜0.75%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.033% (税抜0.03%)	年率0.033% (税抜0.03%)

なお、組入れる投資信託証券においても、ファンドの運用等の対価として年率0.6%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.59%（税込）程度となります。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（参考）組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率（年率）
ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ	年率 0.6%* ¹
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35%* ²

*1 上記のほか、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

*2 管理報酬、保管費用等を含む上限。

※詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細について、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。

<個別元本について>

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および

当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。)

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。))および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%(所得税15.315%)

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.69%	0.99%	0.70%

- 対象期間は2024年3月12日～2024年9月10日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	36,147,311,877	99.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	232,323,078	0.64
合計（純資産総額）	—	36,379,634,955	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2024年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテュショナル・ファンズ・ビーエルシー・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ・F0F1・シェアクラス	125,006.252	278,029.47	34,755,422,765	281,259.45	35,159,190,446	96.65
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー・ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテュショナル・アキュムレーション・シェアクラス	478.352	2,060,002.10	985,406,127	2,065,678.47	988,121,431	2.72

業種別及び種類別投資比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資証券	99.36
合計	99.36

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第21特定期間末 (2015年3月10日)	229,700	231,801	0.6561	0.6621
第22特定期間末 (2015年9月10日)	165,514	167,172	0.5991	0.6051
第23特定期間末 (2016年3月10日)	115,244	116,630	0.4988	0.5048
第24特定期間末 (2016年9月12日)	98,120	99,387	0.4644	0.4704
第25特定期間末 (2017年3月10日)	95,279	96,415	0.5032	0.5092
第26特定期間末 (2017年9月11日)	79,442	80,320	0.4522	0.4572
第27特定期間末 (2018年3月12日)	66,404	67,200	0.4167	0.4217
第28特定期間末 (2018年9月10日)	60,528	61,271	0.4072	0.4122
第29特定期間末 (2019年3月11日)	53,771	54,254	0.3891	0.3926
第30特定期間末 (2019年9月10日)	50,024	50,494	0.3725	0.3760
第31特定期間末 (2020年3月10日)	43,072	43,526	0.3317	0.3352
第32特定期間末 (2020年9月10日)	42,272	42,720	0.3305	0.3340
第33特定期間末 (2021年3月10日)	41,420	41,858	0.3310	0.3345
第34特定期間末 (2021年9月10日)	39,479	39,904	0.3253	0.3288
第35特定期間末 (2022年3月10日)	36,075	36,490	0.3045	0.3080
第36特定期間末 (2022年9月12日)	38,273	38,685	0.3251	0.3286
第37特定期間末 (2023年3月10日)	35,768	36,011	0.2952	0.2972
第38特定期間末 (2023年9月11日)	38,085	38,325	0.3170	0.3190
第39特定期間末 (2024年3月11日)	37,751	37,984	0.3238	0.3258
第40特定期間末 (2024年9月10日)	36,169	36,396	0.3188	0.3208
2023年9月末日	38,215	—	0.3183	—
10月末日	37,133	—	0.3122	—
11月末日	38,020	—	0.3189	—
12月末日	37,415	—	0.3167	—
2024年1月末日	38,459	—	0.3275	—
2月末日	38,806	—	0.3321	—
3月末日	38,870	—	0.3345	—
4月末日	39,461	—	0.3414	—
5月末日	39,260	—	0.3417	—
6月末日	40,332	—	0.3527	—
7月末日	38,350	—	0.3370	—
8月末日	36,648	—	0.3228	—
9月末日	36,379	—	0.3205	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第21特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	0.0360
第22特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	0.0360
第23特定期間	2015年9月11日～2016年3月10日	0.0360
第24特定期間	2016年3月11日～2016年9月12日	0.0360
第25特定期間	2016年9月13日～2017年3月10日	0.0360
第26特定期間	2017年3月11日～2017年9月11日	0.0320
第27特定期間	2017年9月12日～2018年3月12日	0.0300
第28特定期間	2018年3月13日～2018年9月10日	0.0300
第29特定期間	2018年9月11日～2019年3月11日	0.0210
第30特定期間	2019年3月12日～2019年9月10日	0.0210
第31特定期間	2019年9月11日～2020年3月10日	0.0210
第32特定期間	2020年3月11日～2020年9月10日	0.0210
第33特定期間	2020年9月11日～2021年3月10日	0.0210
第34特定期間	2021年3月11日～2021年9月10日	0.0210
第35特定期間	2021年9月11日～2022年3月10日	0.0210
第36特定期間	2022年3月11日～2022年9月12日	0.0210
第37特定期間	2022年9月13日～2023年3月10日	0.0180
第38特定期間	2023年3月11日～2023年9月11日	0.0120
第39特定期間	2023年9月12日～2024年3月11日	0.0120
第40特定期間	2024年3月12日～2024年9月10日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第21特定期間	2014年 9 月11日～2015年 3 月10日	13. 1
第22特定期間	2015年 3 月11日～2015年 9 月10日	△3. 2
第23特定期間	2015年 9 月11日～2016年 3 月10日	△10. 7
第24特定期間	2016年 3 月11日～2016年 9 月12日	0. 3
第25特定期間	2016年 9 月13日～2017年 3 月10日	16. 1
第26特定期間	2017年 3 月11日～2017年 9 月11日	△3. 8
第27特定期間	2017年 9 月12日～2018年 3 月12日	△1. 2
第28特定期間	2018年 3 月13日～2018年 9 月10日	4. 9
第29特定期間	2018年 9 月11日～2019年 3 月11日	0. 7
第30特定期間	2019年 3 月12日～2019年 9 月10日	1. 1
第31特定期間	2019年 9 月11日～2020年 3 月10日	△5. 3
第32特定期間	2020年 3 月11日～2020年 9 月10日	6. 0
第33特定期間	2020年 9 月11日～2021年 3 月10日	6. 5
第34特定期間	2021年 3 月11日～2021年 9 月10日	4. 6
第35特定期間	2021年 9 月11日～2022年 3 月10日	0. 1
第36特定期間	2022年 3 月11日～2022年 9 月12日	13. 7
第37特定期間	2022年 9 月13日～2023年 3 月10日	△3. 7
第38特定期間	2023年 3 月11日～2023年 9 月11日	11. 4
第39特定期間	2023年 9 月12日～2024年 3 月11日	5. 9
第40特定期間	2024年 3 月12日～2024年 9 月10日	2. 2

(4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第21特定期間	2014年 9 月11日～2015年 3 月10日	15,434,878,614	160,571,645,103	350,110,388,318
第22特定期間	2015年 3 月11日～2015年 9 月10日	5,752,896,174	79,590,248,633	276,273,035,859
第23特定期間	2015年 9 月11日～2016年 3 月10日	3,993,939,918	49,245,373,015	231,021,602,762
第24特定期間	2016年 3 月11日～2016年 9 月12日	3,712,694,008	23,440,890,652	211,293,406,118
第25特定期間	2016年 9 月13日～2017年 3 月10日	4,877,438,392	26,825,357,141	189,345,487,369
第26特定期間	2017年 3 月11日～2017年 9 月11日	5,114,918,641	18,773,670,457	175,686,735,553
第27特定期間	2017年 9 月12日～2018年 3 月12日	2,977,573,520	19,322,117,213	159,342,191,860
第28特定期間	2018年 3 月13日～2018年 9 月10日	3,232,835,252	13,918,297,215	148,656,729,897
第29特定期間	2018年 9 月11日～2019年 3 月11日	2,803,755,890	13,256,000,698	138,204,485,089
第30特定期間	2019年 3 月12日～2019年 9 月10日	2,159,597,028	6,053,084,585	134,310,997,532
第31特定期間	2019年 9 月11日～2020年 3 月10日	2,468,296,529	6,935,381,493	129,843,912,568
第32特定期間	2020年 3 月11日～2020年 9 月10日	3,725,385,702	5,658,574,773	127,910,723,497
第33特定期間	2020年 9 月11日～2021年 3 月10日	5,141,951,999	7,908,355,052	125,144,320,444
第34特定期間	2021年 3 月11日～2021年 9 月10日	5,035,405,415	8,801,400,095	121,378,325,764
第35特定期間	2021年 9 月11日～2022年 3 月10日	4,868,807,792	7,764,399,539	118,482,734,017
第36特定期間	2022年 3 月11日～2022年 9 月12日	4,076,840,802	4,843,068,008	117,716,506,811
第37特定期間	2022年 9 月13日～2023年 3 月10日	7,624,409,752	4,184,591,649	121,156,324,914
第38特定期間	2023年 3 月11日～2023年 9 月11日	3,705,489,555	4,733,786,985	120,128,027,484
第39特定期間	2023年 9 月12日～2024年 3 月11日	3,388,873,743	6,914,190,390	116,602,710,837
第40特定期間	2024年 3 月12日～2024年 9 月10日	1,486,174,785	4,638,452,865	113,450,432,757

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2024年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2014年10月1日～2024年9月30日
(円) 40,000



■基準価額・純資産総額

基準価額	3,205円
純資産総額	363.8億円

■期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.09%
3ヵ月	-7.47%
6ヵ月	-0.70%
1年	8.33%
3年	31.20%
5年	48.45%
設定来	222.72%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23 10/10	23 11/10	23 12/11	24 1/10	24 2/13	24 3/11	24 4/10	24 5/10	24 6/10	24 7/10	24 8/13	24 9/10	直近1年累計	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	12,720円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

組入上位銘柄

銘柄名	種類	比率
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ	投資証券	96.6%
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.7%

主要組入ファンドの資産の内容

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ

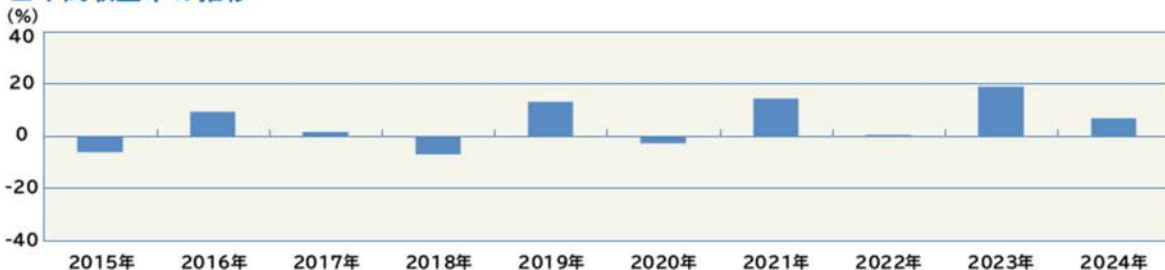
	発行体	格付け(ムーディーズ/S&P)	業種(セクター)	比率
1	CCOホールディングス	B1/BB-	メディア/ケーブル	2.0%
2	トランスダイム	Ba3/BB-	宇宙/防衛	1.7%
3	ベンチャーグローバルLNG	B1/BB	エネルギー	1.0%
4	ワンメイン・ファイナンス	Ba2/BB	金融	0.9%
5	アクリシア	B2/B	保険	0.8%
6	ポスト・ホールディングス	Ba1/BB	食品・飲料	0.8%
7	テネット・ヘルスケア	B1/BB-	ヘルスケア	0.8%
8	ロイヤル・カリビアン・クルーズ	Ba2/BB+	娯楽	0.8%
9	シーザーズ・エンターテインメント	Ba3/BB-	ゲーム	0.8%
10	MGMリゾート・インターナショナル	B1/BB-	サービス/娯楽	0.8%

ポートフォリオ情報

組入銘柄数	562銘柄
平均デュレーション	2.94年
平均最終利回り*	6.66%
平均格付け	BB-格

*主要組入ファンドにおける債券ポートフォリオ部分の数値

■年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ニューヨークの休業日においてもこれを受付けるものとします。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。

- (4) お買付単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、原則として、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ニューヨークの休業日」を除きます。

*2 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金の単位は、「一般コース」の場合は1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位とします。販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。
- (3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「ハイボン」）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。年2回（3月および9月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2004年9月17日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2004年9月17日から2004年11月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合で、受益者の利益のため必要と認めるときは、

法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める
とき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させるこ
とができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ま
す。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載
した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益
者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者
で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間
は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の
総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこ
ととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られた
る受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公
告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があ
るときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およ
びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨および
その内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し
ます。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま
せん。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる
べき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べ
た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、
これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書
面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記
a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行
に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的
に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に
関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する
事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務
の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を
委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備
されていること

- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものを含みます。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前段落ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 有価証券売却等の方図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の方図ができます。

k. 再投資の方図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの方図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年3月12日から2024年9月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S ハイ・イールド・ボンド・ファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S ハイ・イールド・ボンド・ファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門

家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【G S ハイ・イールド・ボンド・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (2024年 3 月11日現在)	当期 (2024年 9 月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		337, 171	329, 615
コール・ローン		715, 554, 453	503, 149, 800
投資証券		37, 349, 328, 170	35, 941, 155, 825
未収利息		—	2, 379
流動資産合計		38, 065, 219, 794	36, 444, 637, 619
資産合計		38, 065, 219, 794	36, 444, 637, 619
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		233, 205, 421	226, 900, 865
未払解約金		52, 265, 207	19, 566, 100
未払受託者報酬		941, 844	930, 209
未払委託者報酬		27, 313, 437	26, 976, 109
未払利息		1, 393	—
その他未払費用		304, 521	280, 470
流動負債合計		314, 031, 823	274, 653, 753
負債合計		314, 031, 823	274, 653, 753
純資産の部			
元本等			
元本		116, 602, 710, 837	113, 450, 432, 757
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△78, 851, 522, 866	△77, 280, 448, 891
(分配準備積立金)		9, 883, 130, 710	11, 102, 038, 909
元本等合計		37, 751, 187, 971	36, 169, 983, 866
純資産合計		37, 751, 187, 971	36, 169, 983, 866
負債純資産合計		38, 065, 219, 794	36, 444, 637, 619

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期 自 2023年 9 月12日 至 2024年 3 月11日	当期 自 2024年 3 月12日 至 2024年 9 月10日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		3,057,496,766	3,147,361,549
受取利息		—	128,599
有価証券売買等損益		△639,225,995	△1,335,290,293
為替差損益		△17,203,140	△757,353,057
営業収益合計		2,401,067,631	1,054,846,798
営業費用			
支払利息		196,367	7,524
受託者報酬		6,244,784	6,407,017
委託者報酬		181,098,554	185,803,345
その他費用		2,286,283	2,441,829
営業費用合計		189,825,988	194,659,715
営業利益又は営業損失（△）		2,211,241,643	860,187,083
経常利益又は経常損失（△）		2,211,241,643	860,187,083
当期純利益又は当期純損失（△）		2,211,241,643	860,187,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（△）		14,051,295	1,650,134
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△82,042,656,173	△78,851,522,866
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,711,332,161	3,073,191,693
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		4,711,332,161	3,073,191,693
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,299,400,651	986,020,931
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,299,400,651	986,020,931
分配金		1,417,988,551	1,374,633,736
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△78,851,522,866	△77,280,448,891

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2023年 9 月12日 至 2024年 3 月11日	当期 自 2024年 3 月12日 至 2024年 9 月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間の取扱い 2023年 9 月10日が休業日のため、当特定期間期首は2023年 9 月12日としております。また、2024年 3 月10日が休業日のため、当特定期間末日は2024年 3 月11日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 特定期間の取扱い 2024年 3 月10日が休業日のため、当特定期間期首は2024年 3 月12日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2024年3月11日現在)	当期 (2024年9月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	120,128,027,484円	116,602,710,837円
期中追加設定元本額	3,388,873,743円	1,486,174,785円
期中一部解約元本額	6,914,190,390円	4,638,452,865円
2. 受益権の総数	116,602,710,837口	113,450,432,757口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は78,851,522,866円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は77,280,448,891円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2023年 9 月12日 至 2024年 3 月11日	当期 自 2024年 3 月12日 至 2024年 9 月10日
分配金の計算過程		
	2023年 9 月12日から 2023年10月10日までの計算期間	2024年 3 月12日から 2024年 4 月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	471, 992, 832円	514, 929, 613円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 963, 286, 383円	13, 766, 696, 392円
分配準備積立金額	8, 870, 766, 782円	9, 824, 327, 461円
本ファンドの分配対象収益額	23, 306, 045, 997円	24, 105, 953, 466円
本ファンドの期末残存口数	119, 849, 133, 638口	116, 098, 549, 939口
10, 000口当たり収益分配対象額	1, 944円	2, 076円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	239, 698, 267円	232, 197, 099円
	2023年10月11日から 2023年11月10日までの計算期間	2024年 4 月11日から 2024年 5 月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	494, 485, 247円	516, 838, 565円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 853, 118, 663円	13, 691, 809, 190円
分配準備積立金額	8, 997, 408, 441円	10, 024, 786, 771円
本ファンドの分配対象収益額	23, 345, 012, 351円	24, 233, 434, 526円
本ファンドの期末残存口数	118, 727, 771, 654口	115, 334, 269, 608口
10, 000口当たり収益分配対象額	1, 966円	2, 101円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	237, 455, 543円	230, 668, 539円
	2023年11月11日から 2023年12月11日までの計算期間	2024年 5 月11日から 2024年 6 月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	472, 444, 644円	503, 823, 946円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 982, 819, 710円	13, 635, 911, 271円
分配準備積立金額	9, 114, 872, 691円	10, 225, 660, 724円
本ファンドの分配対象収益額	23, 570, 137, 045円	24, 365, 395, 941円
本ファンドの期末残存口数	118, 677, 066, 285口	114, 655, 776, 552口
10, 000口当たり収益分配対象額	1, 986円	2, 125円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	237, 354, 132円	229, 311, 553円

区分	前期 自 2023年 9 月12日 至 2024年 3 月11日	当期 自 2024年 3 月12日 至 2024年 9 月10日
	2023年12月12日から 2024年 1 月10日までの計算期間	2024年 6 月11日から 2024年 7 月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	482, 385, 648円	536, 447, 428円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 925, 209, 858円	13, 605, 867, 004円
分配準備積立金額	9, 262, 995, 092円	10, 431, 826, 861円
本ファンドの分配対象収益額	23, 670, 590, 598円	24, 574, 141, 293円
本ファンドの期末残存口数	117, 941, 703, 530口	114, 188, 340, 420口
10, 000口当たり収益分配対象額	2, 006円	2, 152円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	235, 883, 407円	228, 376, 680円
	2024年 1 月11日から 2024年 2 月13日までの計算期間	2024年 7 月11日から 2024年 8 月13日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	511, 727, 758円	466, 965, 799円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 854, 828, 382円	13, 560, 558, 149円
分配準備積立金額	9, 431, 733, 048円	10, 657, 530, 376円
本ファンドの分配対象収益額	23, 798, 289, 188円	24, 685, 054, 324円
本ファンドの期末残存口数	117, 195, 890, 626口	113, 589, 500, 266口
10, 000口当たり収益分配対象額	2, 030円	2, 173円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	234, 391, 781円	227, 179, 000円
	2024年 2 月14日から 2024年 3 月11日までの計算期間	2024年 8 月14日から 2024年 9 月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	481, 973, 316円	471, 540, 687円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13, 810, 262, 650円	13, 570, 534, 882円
分配準備積立金額	9, 634, 362, 815円	10, 857, 399, 087円
本ファンドの分配対象収益額	23, 926, 598, 781円	24, 899, 474, 656円
本ファンドの期末残存口数	116, 602, 710, 837口	113, 450, 432, 757口
10, 000口当たり収益分配対象額	2, 051円	2, 194円
10, 000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	233, 205, 421円	226, 900, 865円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日	当期 自 2024年3月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日	当期 自 2024年3月12日 至 2024年9月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2024年3月11日現在)	当期 (2024年9月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△269,387,249	134,266,518
合計	△269,387,249	134,266,518

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2024年3月11日現在)	当期 (2024年9月10日現在)
1口当たり純資産額	0.3238円	0.3188円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ・F0F1・シェアクラス	125,006.252	243,504,678.52	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	478.352	6,903,987.44	
小計				250,408,665.96	
				(35,941,155,825)	
合計				35,941,155,825	
				(35,941,155,825)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ・F0F1・シェアクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ・F0F1・シェアクラス」は、アイルランド籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、2023年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ

資産負債計算書
2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

流動資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	316,841,690
現金	4,378,027
差入保証金	741,364
未収収益	5,105,368
流動資産合計	327,066,449
流動負債	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	687,764
受入保証金	31,666
未払投資顧問報酬	130,650
未払管理事務代行報酬および保管費用	24,401
未払名義書換事務代行報酬	6,480
未払専門家報酬	95,616
その他負債	42,471
流動負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	1,019,048
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	326,047,401

投資有価証券明細表
2023年12月31日現在

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
社債					
英ポンド					
479,000	Boparan Finance Plc	7.63%	30/11/2025	546,554	0.17
175,000	CPUK Finance Ltd	4.50%	28/08/2027	196,941	0.06
115,000	GTCR W-2 Merger Sub LLC / GTCR W Dutch Finance Sub BV	8.50%	15/01/2031	158,940	0.05
215,000	Iceland Bondco Plc	10.88%	15/12/2027	286,631	0.09
257,000	Maryland Bidco Ltd	10.00%	26/01/2028	277,717	0.08
175,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	3.69%	05/06/2028	153,086	0.05
350,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	3.38%	24/04/2030	268,650	0.08
800,000	Pinewood Finance Co Ltd	3.25%	30/09/2025	991,864	0.30
512,000	Pinnacle Bidco Plc	10.00%	11/10/2028	679,019	0.21
460,000	Rolls-Royce Plc	3.38%	18/06/2026	557,863	0.17
400,000	Stonegate Pub Co Financing 2019 Plc	8.25%	31/07/2025	499,972	0.15
375,000	Virgin Media Vendor Financing Notes III DAC	4.88%	15/07/2028	441,115	0.14
				5,058,352	1.55
ユーロ					
656,000	Altice Finco SA	4.75%	15/01/2028	604,259	0.19
470,000	Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC / Ardagh Metal Packaging Finance Plc	3.00%	01/09/2029	420,944	0.13
200,000	Ashland Services BV	2.00%	30/01/2028	205,959	0.06
555,000	Autostrade per l'Italia SpA	2.00%	04/12/2028	565,304	0.17
275,000	Banijay Group SAS	6.50%	01/03/2026	304,616	0.09
385,000	Benteler International AG	9.38%	15/05/2028	456,249	0.14
410,000	Cirsa Finance International Sarl	10.38%	30/11/2027	495,891	0.15
125,000	Dana Financing Luxembourg Sarl	3.00%	15/07/2029	122,674	0.04
300,000	Deutsche Bank AG	4.00%	24/06/2032	319,966	0.10
205,000	IHO Verwaltungs GmbH	8.75%	15/05/2028	247,772	0.08
385,000	Kleopatra Finco Sarl	4.25%	01/03/2026	353,328	0.11
625,000	Kleopatra Holdings 2 SCA	6.50%	01/09/2026	373,424	0.11
505,000	Lorca Telecom Bondco SA	4.00%	18/09/2027	546,655	0.17
150,000	Olympus Water US Holding Corp	3.88%	01/10/2028	152,536	0.05
154,000	Q-Park Holding I BV	1.50%	01/03/2025	167,358	0.05
250,000	TeamSystem SpA	3.50%	15/02/2028	256,935	0.08
512,000	TUI Cruises GmbH	6.50%	15/05/2026	560,875	0.17
150,000	Verisure Holding AB	3.25%	15/02/2027	159,928	0.05
175,000	Verisure Midholding AB	5.25%	15/02/2029	185,582	0.06
950,000	Ziggo Bond Co BV	3.38%	28/02/2030	890,770	0.27
				7,391,025	2.27
米ドル					
545,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc	3.88%	15/01/2028	516,321	0.16
500,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc	4.38%	15/01/2028	478,554	0.15
839,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc	4.00%	15/10/2030	756,726	0.23
1,595,000	Acrisure LLC / Acrisure Finance Inc	4.25%	15/02/2029	1,450,337	0.44
145,000	Acrisure LLC / Acrisure Finance Inc	6.00%	01/08/2029	131,916	0.04
60,000	Acushnet Co	7.38%	15/10/2028	62,732	0.02
515,000	Adient Global Holdings Ltd	7.00%	15/04/2028	535,557	0.16
982,000	ADT Security Corp	4.13%	01/08/2029	910,127	0.28
966,000	AerCap Holdings NV	5.88%	10/10/2079	954,555	0.29
912,000	Aethon United BR LP / Aethon United Finance Corp	8.25%	15/02/2026	920,135	0.28
570,000	Ahead DB Holdings LLC	6.63%	01/05/2028	501,991	0.15
2,235,000	Allen Media LLC / Allen Media Co-Issuer Inc	10.50%	15/02/2028	1,185,722	0.36
582,000	Alliant Holdings Intermediate LLC / Alliant Holdings Co-Issuer	6.75%	15/10/2027	580,728	0.18
515,000	Alliant Holdings Intermediate LLC / Alliant Holdings Co-Issuer	6.75%	15/04/2028	529,176	0.16
330,000	Allied Universal Holdco LLC / Allied Universal Finance Corp	9.75%	15/07/2027	323,127	0.10
850,000	Allied Universal Holdco LLC/Allied Universal Finance Corp/Atlas Luxco 4 Sarl	4.63%	01/06/2028	780,464	0.24
578,000	Allison Transmission Inc	3.75%	30/01/2031	511,731	0.16

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
551,000	Ally Financial Inc	5.75%	20/11/2025	550,106	0.17
1,285,000	Ally Financial Inc	4.70%	15/08/2172	971,881	0.30
826,000	Altice Financing SA	5.00%	15/01/2028	733,990	0.22
1,323,000	Altice France Holding SA	10.50%	15/05/2027	853,392	0.26
520,000	Altice France SA	8.13%	01/02/2027	477,924	0.15
479,000	Altice France SA	5.13%	15/07/2029	375,355	0.11
695,000	American Airlines Inc	7.25%	15/02/2028	707,401	0.22
266,667	American Airlines Inc/AAdvantage Loyalty IP Ltd	5.50%	20/04/2026	264,870	0.08
1,742,000	American Builders & Contractors Supply Co Inc	3.88%	15/11/2029	1,552,363	0.48
105,000	American Express Co	3.55%	15/09/2172	90,166	0.03
647,000	AmeriGas Partners LP / AmeriGas Finance Corp	5.75%	20/05/2027	629,470	0.19
906,000	Amkor Technology Inc	6.63%	15/09/2027	916,362	0.28
555,000	ams-OSRAM AG	12.25%	30/03/2029	609,847	0.19
606,000	Amsted Industries Inc	5.63%	01/07/2027	609,309	0.19
368,000	Amsted Industries Inc	4.63%	15/05/2030	334,421	0.10
910,000	ANGI Group LLC	3.88%	15/08/2028	769,559	0.24
360,000	Antero Midstream Partners LP / Antero Midstream Finance Corp	5.75%	01/03/2027	358,578	0.11
1,374,000	APi Group DE Inc	4.13%	15/07/2029	1,258,661	0.39
368,000	APi Group DE Inc	4.75%	15/10/2029	345,176	0.11
747,000	APX Group Inc	6.75%	15/02/2027	749,986	0.23
1,370,000	APX Group Inc	5.75%	15/07/2029	1,280,056	0.39
532,000	Archrock Partners LP / Archrock Partners Finance Corp	6.25%	01/04/2028	525,362	0.16
557,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	4.13%	15/08/2026	509,568	0.16
759,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	5.25%	15/08/2027	592,502	0.18
2,093,000	Arko Corp	5.13%	15/11/2029	1,820,472	0.56
759,000	Asbury Automotive Group Inc	4.63%	15/11/2029	704,396	0.22
210,000	Asbury Automotive Group Inc	5.00%	15/02/2032	192,277	0.06
770,000	Ascent Resources Utica Holdings LLC / ARU Finance Corp	7.00%	01/11/2026	775,616	0.24
490,000	Ashland Inc	3.38%	01/09/2031	420,405	0.13
550,000	AT&T Inc	3.50%	01/06/2041	438,751	0.13
705,000	AthenaHealth Group Inc	6.50%	15/02/2030	641,268	0.20
559,000	Atkore Inc	4.25%	01/06/2031	505,442	0.15
1,315,000	Audacy Capital Corp	6.50%	01/05/2027	24,656	0.01
555,000	Avient Corp	7.13%	01/08/2030	578,428	0.18
1,260,000	Axalta Coating Systems LLC	3.38%	15/02/2029	1,135,473	0.35
395,000	Axalta Coating Systems LLC / Axalta Coating Systems Dutch Holding B BV	4.75%	15/06/2027	385,953	0.12
475,000	Ball Corp	6.88%	15/03/2028	494,316	0.15
740,000	Ball Corp	6.00%	15/06/2029	755,722	0.23
600,000	Ball Corp	2.88%	15/08/2030	516,401	0.16
475,000	Banijay Entertainment SASU	8.13%	01/05/2029	491,596	0.15
1,099,000	Bank of America Corp	2.48%	21/09/2036	872,075	0.27
325,000	Bank of New York Mellon Corp	4.70%	20/09/2172	317,872	0.10
521,000	Barclays Plc	8.00%	15/09/2172	518,470	0.16
559,000	Bausch Health Cos Inc	6.13%	01/02/2027	381,438	0.12
323,000	Bausch Health Cos Inc	4.88%	01/06/2028	195,566	0.06
516,000	Bausch Health Cos Inc	11.00%	30/09/2028	375,331	0.11
163,000	Bausch Health Cos Inc	14.00%	15/10/2030	91,224	0.03
801,000	BCPE Empire Holdings Inc	7.63%	01/05/2027	774,808	0.24
739,000	Beacon Roofing Supply Inc	4.13%	15/05/2029	674,542	0.21
485,000	Berry Global Inc	5.50%	15/04/2028	492,219	0.15
282,000	Block Inc	2.75%	01/06/2026	265,908	0.08
495,000	Boyne USA Inc	4.75%	15/05/2029	467,384	0.14
889,000	Brink's Co	4.63%	15/10/2027	855,631	0.26
570,000	Broadcom Inc	3.14%	15/11/2035	468,457	0.14
689,000	Buckeye Partners LP	3.95%	01/12/2026	655,510	0.20
1,045,000	Builders FirstSource Inc	5.00%	01/03/2030	1,010,605	0.31
517,000	BWX Technologies Inc	4.13%	15/04/2029	480,023	0.15
465,000	Caesars Entertainment Inc	7.00%	15/02/2030	479,357	0.15
634,000	Callon Petroleum Co	7.50%	15/06/2030	641,828	0.20
538,000	Calpine Corp	4.50%	15/02/2028	513,602	0.16
627,000	Calpine Corp	5.13%	15/03/2028	600,690	0.18
451,000	Camelot Finance SA	4.50%	01/11/2026	439,124	0.13
445,000	Capital One Financial Corp	3.95%	01/09/2172	358,049	0.11

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
220,000	Carnival Corp	7.63%	01/03/2026	224,117	0.07
675,000	Carnival Corp	5.75%	01/03/2027	660,169	0.20
333,000	Carnival Corp	9.88%	01/08/2027	350,026	0.11
370,000	Carnival Corp	4.00%	01/08/2028	344,655	0.11
469,000	Carnival Corp	7.00%	15/08/2029	489,409	0.15
560,000	Carrier Global Corp	3.38%	05/04/2040	451,247	0.14
779,000	Cars.com Inc	6.38%	01/11/2028	752,470	0.23
66,000	Carvana Co	12.00%	01/12/2028	56,619	0.02
99,000	Carvana Co	13.00%	01/06/2030	83,643	0.03
117,000	Carvana Co	14.00%	01/06/2031	100,237	0.03
560,000	Castle US Holding Corp	9.50%	15/02/2028	289,851	0.09
1,285,000	Castlelake Aviation Finance DAC	5.00%	15/04/2027	1,208,379	0.37
1,129,000	Catalent Pharma Solutions Inc	3.50%	01/04/2030	988,057	0.30
390,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	5.50%	01/05/2026	388,526	0.12
675,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	4.75%	01/03/2030	617,613	0.19
1,743,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	4.50%	15/08/2030	1,563,879	0.48
2,990,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	4.25%	01/02/2031	2,616,895	0.80
1,011,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	4.50%	01/05/2032	868,517	0.27
563,000	Centene Corp	3.38%	15/02/2030	505,293	0.15
611,000	Centene Corp	2.50%	01/03/2031	509,699	0.16
114,000	Centene Corp	2.63%	01/08/2031	95,054	0.03
553,000	Central Garden & Pet Co	4.13%	15/10/2030	503,740	0.15
200,000	Central Garden & Pet Co	4.13%	30/04/2031	177,743	0.05
140,000	Charles River Laboratories International Inc	3.75%	15/03/2029	129,566	0.04
150,000	Charles River Laboratories International Inc	4.00%	15/03/2031	136,230	0.04
250,000	Charles Schwab Corp	4.00%	01/03/2172	197,614	0.06
425,000	Charles Schwab Corp	5.00%	01/06/2172	358,515	0.11
889,000	Chart Industries Inc	7.50%	01/01/2030	932,654	0.29
364,000	Cheesecake Factory Inc	0.38%	15/06/2026	316,175	0.10
575,000	Chemours Co	4.63%	15/11/2029	506,866	0.16
788,000	Cheniere Energy Inc	4.63%	15/10/2028	769,165	0.24
862,000	Cheniere Energy Partners LP	4.50%	01/10/2029	830,299	0.25
305,000	Cheniere Energy Partners LP	3.25%	31/01/2032	260,185	0.08
963,000	Cheplapharm Arzneimittel GmbH	5.50%	15/01/2028	915,564	0.28
473,000	Chobani LLC / Chobani Finance Corp Inc	7.50%	15/04/2025	472,669	0.14
1,117,000	Chord Energy Corp	6.38%	01/06/2026	1,120,209	0.34
910,000	CHS/Community Health Systems Inc	5.63%	15/03/2027	847,222	0.26
140,000	Cinemark USA Inc	8.75%	01/05/2025	141,228	0.04
420,000	Cinemark USA Inc	5.25%	15/07/2028	385,849	0.12
514,000	Citigroup Inc	6.30%	15/11/2172	510,678	0.16
1,405,000	Civitas Resources Inc	5.00%	15/10/2026	1,364,735	0.42
168,000	Clarios Global LP	6.75%	15/05/2025	169,520	0.05
759,000	Clarios Global LP / Clarios US Finance Co	8.50%	15/05/2027	764,942	0.23
845,000	Clarios Global LP / Clarios US Finance Co	6.75%	15/05/2028	870,793	0.27
500,000	Cleveland-Cliffs Inc	6.75%	15/04/2030	504,047	0.15
552,000	Cloud Software Group Inc	6.50%	31/03/2029	524,536	0.16
175,000	CNX Midstream Partners LP	4.75%	15/04/2030	155,711	0.05
42,000	CNX Resources Corp	7.25%	14/03/2027	42,358	0.01
600,000	CNX Resources Corp	7.38%	15/01/2031	607,562	0.19
548,000	Coherent Corp	5.00%	15/12/2029	523,606	0.16
325,000	Comerica Inc	5.63%	01/10/2172	306,741	0.09
505,000	Concentrix Corp	6.65%	02/08/2026	518,136	0.16
516,000	Continental Resources Inc	4.38%	15/01/2028	500,327	0.15
350,000	Coty Inc/HFC Prestige Products Inc/HFC Prestige International US LLC	6.63%	15/07/2030	360,675	0.11
1,413,000	CP Atlas Buyer Inc	7.00%	01/12/2028	1,232,058	0.38
450,000	Credit Suisse AG	7.95%	09/01/2025	460,603	0.14
735,000	Crescent Energy Finance LLC	9.25%	15/02/2028	769,747	0.24
1,168,000	Crowdstrike Holdings Inc	3.00%	15/02/2029	1,055,335	0.32
325,000	Crown Americas LLC	5.25%	01/04/2030	318,742	0.10
739,000	CrownRock LP / CrownRock Finance Inc	5.63%	15/10/2025	738,186	0.23
220,000	CrownRock LP / CrownRock Finance Inc	5.00%	01/05/2029	215,343	0.07
888,000	CSC Holdings LLC	5.50%	15/04/2027	813,812	0.25
693,000	CSC Holdings LLC	4.63%	01/12/2030	415,868	0.13
1,053,000	CSC Holdings LLC	3.38%	15/02/2031	783,410	0.24

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
228,000	CTR Partnership LP / CareTrust Capital Corp	3.88%	30/06/2028	209,738	0.06
367,000	Cumulus Media New Holdings Inc	6.75%	01/07/2026	248,413	0.08
523,000	Cushman & Wakefield US Borrower LLC	6.75%	15/05/2028	520,040	0.16
210,000	Cushman & Wakefield US Borrower LLC	8.88%	01/09/2031	221,586	0.07
317,000	Dana Financing Luxembourg Sarl	5.75%	15/04/2025	316,521	0.10
1,027,000	Dana Inc	5.38%	15/11/2027	1,013,275	0.31
175,000	Dana Inc	4.25%	01/09/2030	157,000	0.05
450,000	Danske Bank A/S	6.47%	09/01/2026	453,271	0.14
1,125,000	Dealer Tire LLC / DT Issuer LLC	8.00%	01/02/2028	1,118,831	0.34
500,000	Deutsche Bank AG	3.73%	14/01/2032	420,616	0.13
895,000	Diamond Sports Group LLC / Diamond Sports Finance Co	5.38%	15/08/2026	46,027	0.01
714,000	Diamond Sports Group LLC / Diamond Sports Finance Co	6.63%	15/08/2027	34,643	0.01
1,013,000	Directv Financing LLC / Directv Financing Co-Obligor Inc	5.88%	15/08/2027	950,469	0.29
1,061,000	DISH DBS Corp	5.25%	01/12/2026	914,200	0.28
350,000	DISH Network Corp	11.75%	15/11/2027	366,210	0.11
378,000	Dornoch Debt Merger Sub Inc	6.63%	15/10/2029	340,770	0.10
680,000	DT Midstream Inc	4.38%	15/06/2031	614,517	0.19
425,000	Duke Energy Corp	4.13%	15/04/2026	426,501	0.13
886,000	Dycom Industries Inc	4.50%	15/04/2029	828,189	0.25
494,000	Edison International	5.38%	15/09/2172	471,051	0.14
780,000	eG Global Finance Plc	12.00%	30/11/2028	835,764	0.26
620,000	Elastic NV	4.13%	15/07/2029	571,007	0.18
825,000	Emerald Debt Merger Sub LLC	6.63%	15/12/2030	850,773	0.26
475,000	EnLink Midstream LLC	5.63%	15/01/2028	470,623	0.14
612,000	EnLink Midstream LLC	5.38%	01/06/2029	599,719	0.18
495,000	EnLink Midstream LLC	6.50%	01/09/2030	507,382	0.16
640,000	Entegris Escrow Corp	4.75%	15/04/2029	618,916	0.19
630,000	EQM Midstream Partners LP	7.50%	01/06/2027	650,823	0.20
590,000	Everi Holdings Inc	5.00%	15/07/2029	539,234	0.17
715,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd	4.38%	01/04/2031	650,236	0.20
1,028,000	Ford Motor Credit Co LLC	2.30%	10/02/2025	988,905	0.30
350,000	Ford Motor Credit Co LLC	4.69%	09/06/2025	343,672	0.11
440,000	Ford Motor Credit Co LLC	3.38%	13/11/2025	420,615	0.13
1,160,000	Frontier Communications Holdings LLC	5.88%	15/10/2027	1,120,614	0.34
630,000	Frontier Communications Holdings LLC	6.00%	15/01/2030	537,513	0.16
488,000	Garda World Security Corp	7.75%	15/02/2028	507,884	0.16
471,000	Gartner Inc	3.63%	15/06/2029	427,033	0.13
920,000	Gen Digital Inc	6.75%	30/09/2027	936,909	0.29
1,000,000	General Motors Financial Co Inc	2.35%	08/01/2031	827,425	0.25
1,295,000	Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp	8.00%	15/01/2027	1,319,224	0.40
310,000	Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp	8.88%	15/04/2030	321,403	0.10
757,000	GFL Environmental Inc	3.50%	01/09/2028	702,338	0.22
227,000	GFL Environmental Inc	4.75%	15/06/2029	214,517	0.07
345,000	GFL Environmental Inc	4.38%	15/08/2029	318,959	0.10
1,689,376	Global Aircraft Leasing Co Ltd	6.50%	15/09/2024	1,596,013	0.49
1,477,000	Global Infrastructure Solutions Inc	5.63%	01/06/2029	1,359,670	0.42
580,000	Global Infrastructure Solutions Inc	7.50%	15/04/2032	538,338	0.16
480,000	Group 1 Automotive Inc	4.00%	15/08/2028	447,118	0.14
1,125,000	GYP Holdings III Corp	4.63%	01/05/2029	1,031,725	0.32
421,000	H&E Equipment Services Inc	3.88%	15/12/2028	386,271	0.12
215,000	HAT Holdings I LLC / HAT Holdings II LLC	8.00%	15/06/2027	224,804	0.07
1,269,235	Hawaiian Brand Intellectual Property Ltd / HawaiianMiles Loyalty Ltd	5.75%	20/01/2026	1,200,889	0.37
1,389,000	Herbalife Nutrition Ltd / HLF Financing Inc	7.88%	01/09/2025	1,378,698	0.42
599,000	Herc Holdings Inc	5.50%	15/07/2027	592,822	0.18
781,000	Herens Holdco Sarl	4.75%	15/05/2028	636,927	0.20
155,000	Hess Midstream Operations LP	5.50%	15/10/2030	151,027	0.05
695,000	Hillenbrand Inc	3.75%	01/03/2031	608,014	0.19
149,000	Hilton Domestic Operating Co Inc	5.75%	01/05/2028	149,138	0.05
409,000	Hilton Domestic Operating Co Inc	4.00%	01/05/2031	375,420	0.12
556,000	Hilton Domestic Operating Co Inc	3.63%	15/02/2032	485,043	0.15
1,309,000	Hilton Grand Vacations Borrower Escrow LLC / Hilton Grand Vacations Borrower Esc	5.00%	01/06/2029	1,202,926	0.37
623,000	Hilton Grand Vacations Borrower Escrow LLC / Hilton Grand Vacations Borrower Esc	4.88%	01/07/2031	550,790	0.17

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
1,246,000	Howard Midstream Energy Partners LLC	6.75%	15/01/2027	1,237,884	0.38
360,000	Howard Midstream Energy Partners LLC	8.88%	15/07/2028	379,951	0.12
615,000	Howmet Aerospace Inc	3.00%	15/01/2029	561,085	0.17
1,254,000	Husky III Holding Ltd	13.00%	15/02/2025	1,259,217	0.39
525,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp	4.75%	15/09/2024	522,363	0.16
155,000	iHeartCommunications Inc	6.38%	01/05/2026	132,884	0.04
1,915,000	iHeartCommunications Inc	8.38%	01/05/2027	1,263,589	0.39
567,000	iHeartCommunications Inc	5.25%	15/08/2027	451,110	0.14
475,000	iHeartCommunications Inc	4.75%	15/01/2028	369,282	0.11
700,000	IHO Verwaltungs GmbH	4.75%	15/09/2026	666,878	0.20
300,000	IHO Verwaltungs GmbH	6.00%	15/05/2027	294,427	0.09
1,132,000	Imola Merger Corp	4.75%	15/05/2029	1,070,879	0.33
978,000	Ingevity Corp	3.88%	01/11/2028	881,372	0.27
345,000	International Game Technology Plc	4.13%	15/04/2026	335,358	0.10
889,000	International Game Technology Plc	5.25%	15/01/2029	871,597	0.27
390,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.02%	26/06/2024	386,179	0.12
520,000	IQVIA Inc	6.25%	01/02/2029	543,404	0.17
495,000	Iron Mountain Inc	7.00%	15/02/2029	512,015	0.16
500,000	James Hardie International Finance DAC	5.00%	15/01/2028	486,782	0.15
534,000	Jane Street Group / JSG Finance Inc	4.50%	15/11/2029	497,343	0.15
1,676,000	Jazz Securities DAC	4.38%	15/01/2029	1,560,536	0.48
1,160,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp	5.00%	15/08/2028	1,055,932	0.32
613,000	KBR Inc	4.75%	30/09/2028	568,862	0.17
1,345,000	Ken Garff Automotive LLC	4.88%	15/09/2028	1,278,748	0.39
475,000	Kennedy-Wilson Inc	4.75%	01/03/2029	397,339	0.12
606,000	Kennedy-Wilson Inc	4.75%	01/02/2030	487,444	0.15
380,000	Kennedy-Wilson Inc	5.00%	01/03/2031	305,649	0.09
620,000	Kinetik Holdings LP	6.63%	15/12/2028	635,794	0.19
865,000	Kinetik Holdings LP	5.88%	15/06/2030	848,996	0.26
821,000	LABL Inc	6.75%	15/07/2026	802,983	0.25
790,000	LABL Inc	10.50%	15/07/2027	758,270	0.23
1,762,000	Las Vegas Sands Corp	3.20%	08/08/2024	1,729,223	0.53
1,040,000	LCM Investments Holdings II LLC	4.88%	01/05/2029	968,581	0.30
556,000	Level 3 Financing Inc	4.25%	01/07/2028	277,700	0.09
411,000	LGI Homes Inc	4.00%	15/07/2029	357,047	0.11
470,000	LifePoint Health Inc	11.00%	15/10/2030	497,637	0.15
280,000	Light & Wonder International Inc	7.50%	01/09/2031	292,754	0.09
271,000	Lithia Motors Inc	3.88%	01/06/2029	246,428	0.08
868,000	Live Nation Entertainment Inc	3.75%	15/01/2028	814,401	0.25
365,000	Lowe's Cos Inc	3.75%	01/04/2032	341,800	0.10
605,000	Macquarie Airfinance Holdings Ltd	8.38%	01/05/2028	634,531	0.19
330,000	Macy's Retail Holdings LLC	5.88%	01/04/2029	318,781	0.10
1,395,000	MajorDrive Holdings IV LLC	6.38%	01/06/2029	1,209,681	0.37
1,049,000	Marriott Ownership Resorts Inc	4.75%	15/01/2028	961,487	0.29
657,000	Masonite International Corp	5.38%	01/02/2028	636,098	0.19
319,000	Masonite International Corp	3.50%	15/02/2030	273,854	0.08
477,000	Matador Resources Co	5.88%	15/09/2026	473,820	0.15
493,000	Matador Resources Co	6.88%	15/04/2028	502,994	0.15
604,000	Match Group Holdings II LLC	4.63%	01/06/2028	579,947	0.18
540,000	Match Group Holdings II LLC	5.63%	15/02/2029	529,300	0.16
155,000	Match Group Holdings II LLC	3.63%	01/10/2031	134,006	0.04
348,000	Mattel Inc	5.88%	15/12/2027	348,324	0.11
730,000	Mattel Inc	3.75%	01/04/2029	668,097	0.20
815,000	Mauser Packaging Solutions Holding Co	7.88%	15/08/2026	832,847	0.26
555,000	McAfee Corp	7.38%	15/02/2030	509,738	0.16
759,000	Medline Borrower LP	3.88%	01/04/2029	687,728	0.21
542,000	Medline Borrower LP	5.25%	01/10/2029	512,582	0.16
545,000	Melco Resorts Finance Ltd	4.88%	06/06/2025	530,754	0.16
577,000	Mercer International Inc	5.50%	15/01/2026	553,663	0.17
450,000	MGM Resorts International	5.75%	15/06/2025	450,207	0.14
1,580,000	MGM Resorts International	4.75%	15/10/2028	1,509,121	0.46
980,000	Micron Technology Inc	2.70%	15/04/2032	823,738	0.25
816,000	Minerals Technologies Inc	5.00%	01/07/2028	782,090	0.24
866,000	Moog Inc	4.25%	15/12/2027	824,281	0.25
570,000	Morgan Stanley	2.48%	16/09/2036	453,176	0.14

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
575,000	Motion Bondco DAC	6.63%	15/11/2027	533,936	0.16
1,742,000	MPH Acquisition Holdings LLC	5.75%	01/11/2028	1,436,161	0.44
578,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	5.00%	15/10/2027	475,302	0.15
206,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	4.63%	01/08/2029	149,931	0.05
1,164,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	3.50%	15/03/2031	735,105	0.23
367,000	MSCI Inc	3.63%	01/09/2030	333,405	0.10
1,120,000	Mueller Water Products Inc	4.00%	15/06/2029	1,026,940	0.31
1,009,000	Murphy Oil USA Inc	3.75%	15/02/2031	887,847	0.27
1,335,000	Nabors Industries Inc	7.38%	15/05/2027	1,312,192	0.40
340,000	Nabors Industries Inc	9.13%	31/01/2030	344,064	0.11
474,000	Nabors Industries Ltd	7.25%	15/01/2026	455,181	0.14
519,000	Navient Corp	5.88%	25/10/2024	518,424	0.16
422,000	Navient Corp	6.75%	15/06/2026	429,005	0.13
797,000	Navient Corp	5.50%	15/03/2029	736,195	0.23
475,000	NCL Corp Ltd	5.88%	15/03/2026	465,059	0.14
215,000	NCL Corp Ltd	7.75%	15/02/2029	216,803	0.07
960,000	NESCO Holdings II Inc	5.50%	15/04/2029	895,145	0.27
727,000	New Albertsons LP	7.45%	01/08/2029	763,623	0.23
342,000	Newell Brands Inc	6.50%	01/04/2046	284,743	0.09
529,000	Nexstar Media Inc	5.63%	15/07/2027	514,469	0.16
385,000	NextEra Energy Operating Partners LP	7.25%	15/01/2029	403,951	0.12
899,000	NFP Corp	6.88%	15/08/2028	919,967	0.28
563,000	Nissan Motor Acceptance Co LLC	2.00%	09/03/2026	517,828	0.16
550,000	Noble Finance II LLC	8.00%	15/04/2030	575,037	0.18
1,171,000	Nokia of America Corp	6.45%	15/03/2029	1,168,812	0.36
377,000	Nordstrom Inc	4.38%	01/04/2030	329,279	0.10
468,000	Northern Oil and Gas Inc	8.13%	01/03/2028	475,316	0.15
835,000	Northern Oil and Gas Inc	8.75%	15/06/2031	874,201	0.27
510,000	Northriver Midstream Finance LP	5.63%	15/02/2026	496,501	0.15
902,000	Novelis Corp	4.75%	30/01/2030	846,718	0.26
385,000	NRG Energy Inc	5.75%	15/01/2028	382,850	0.12
384,000	NRG Energy Inc	3.38%	15/02/2029	339,647	0.10
675,000	NuStar Logistics LP	5.75%	01/10/2025	674,314	0.21
837,000	NuStar Logistics LP	5.63%	28/04/2027	833,448	0.26
294,000	Occidental Petroleum Corp	5.88%	01/09/2025	296,182	0.09
856,000	Occidental Petroleum Corp	4.40%	15/04/2046	698,737	0.21
1,190,000	Olympus Water US Holding Corp	4.25%	01/10/2028	1,079,805	0.33
835,000	Olympus Water US Holding Corp	9.75%	15/11/2028	892,559	0.27
200,000	Olympus Water US Holding Corp	6.25%	01/10/2029	179,376	0.05
758,000	OneMain Finance Corp	7.13%	15/03/2026	773,327	0.24
312,000	OneMain Finance Corp	3.50%	15/01/2027	289,698	0.09
455,000	OneMain Finance Corp	6.63%	15/01/2028	461,334	0.14
275,000	OneMain Finance Corp	9.00%	15/01/2029	292,388	0.09
590,000	OneMain Finance Corp	7.88%	15/03/2030	610,684	0.19
480,000	Open Text Corp	6.90%	01/12/2027	501,706	0.15
716,000	Open Text Corp	3.88%	15/02/2028	664,265	0.20
405,000	Open Text Corp	3.88%	01/12/2029	363,920	0.11
585,000	Oracle Corp	3.60%	01/04/2040	469,261	0.14
1,664,000	Organon & Co / Organon Foreign Debt Co-Issuer BV	4.13%	30/04/2028	1,530,777	0.47
561,000	Organon & Co / Organon Foreign Debt Co-Issuer BV	5.13%	30/04/2031	478,661	0.15
537,000	Outfront Media Capital LLC / Outfront Media Capital Corp	4.25%	15/01/2029	485,646	0.15
725,000	Paysafe Finance Plc / Paysafe Holdings US Corp	4.00%	15/06/2029	642,485	0.20
595,000	Penn Entertainment Inc	4.13%	01/07/2029	512,867	0.16
735,000	Penske Automotive Group Inc	3.50%	01/09/2025	713,896	0.22
558,000	Penske Automotive Group Inc	3.75%	15/06/2029	500,892	0.15
485,000	Penske Truck Leasing Co Lp / PTL Finance Corp	5.55%	01/05/2028	493,383	0.15
203,000	Performance Food Group Inc	6.88%	01/05/2025	204,570	0.06
995,000	Performance Food Group Inc	4.25%	01/08/2029	911,511	0.28
779,000	Permian Resources Operating LLC	6.88%	01/04/2027	779,797	0.24
665,000	Permian Resources Operating LLC	9.88%	15/07/2031	739,104	0.23
458,000	Permian Resources Operating LLC	7.00%	15/01/2032	473,920	0.15
535,000	Perrigo Finance Unlimited Co	4.38%	15/03/2026	519,102	0.16
1,423,000	Perrigo Finance Unlimited Co	4.65%	15/06/2030	1,301,858	0.40
875,000	Pike Corp	5.50%	01/09/2028	842,277	0.26
944,000	PNC Financial Services Group Inc	6.20%	15/12/2172	921,706	0.28

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債 米ドル				
525,000	Polar US Borrower LLC / Schenectady International Group Inc	6.75%	15/05/2026	170,775	0.05
946,000	Post Holdings Inc	5.63%	15/01/2028	938,195	0.29
108,000	Post Holdings Inc	5.50%	15/12/2029	104,477	0.03
956,000	Post Holdings Inc	4.63%	15/04/2030	883,809	0.27
87,000	Post Holdings Inc	4.50%	15/09/2031	78,171	0.02
1,083,000	Premier Entertainment Sub LLC / Premier Entertainment Finance Corp	5.63%	01/09/2029	859,332	0.26
636,000	Prestige Brands Inc	3.75%	01/04/2031	563,316	0.17
706,000	Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance Inc	5.25%	15/04/2024	704,331	0.22
948,000	Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance Inc	3.38%	31/08/2027	880,015	0.27
405,000	Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance Inc	6.25%	15/01/2028	403,684	0.12
364,000	Primo Water Holdings Inc	4.38%	30/04/2029	336,335	0.10
1,090,000	PROG Holdings Inc	6.00%	15/11/2029	1,018,541	0.31
670,000	Rand Parent LLC	8.50%	15/02/2030	645,117	0.20
535,000	Range Resources Corp	4.75%	15/02/2030	499,129	0.15
480,000	Redfin Corp	0.50%	01/04/2027	311,006	0.10
455,000	Regal Rexnord Corp	6.05%	15/02/2026	459,945	0.14
1,649,000	RegionalCare Hospital Partners Holdings Inc / LifePoint Health Inc	9.75%	01/12/2026	1,646,211	0.50
800,000	Resorts World Las Vegas LLC / RWLV Capital Inc	8.45%	27/07/2030	822,000	0.25
367,000	ROBLOX Corp	3.88%	01/05/2030	327,528	0.10
911,000	Roller Bearing Co of America Inc	4.38%	15/10/2029	846,218	0.26
994,000	Royal Caribbean Cruises Ltd	4.25%	01/07/2026	961,946	0.29
670,000	Royal Caribbean Cruises Ltd	5.50%	31/08/2026	665,699	0.20
630,000	Royal Caribbean Cruises Ltd	5.38%	15/07/2027	621,622	0.19
520,000	Royal Caribbean Cruises Ltd	11.63%	15/08/2027	566,551	0.17
525,000	Sands China Ltd	5.38%	08/08/2025	518,227	0.16
975,000	SBA Communications Corp	3.13%	01/02/2029	875,702	0.27
722,000	Science Applications International Corp	4.88%	01/04/2028	694,024	0.21
260,000	Seagate HDD Cayman	8.25%	15/12/2029	280,764	0.09
598,230	Seagate HDD Cayman	9.63%	01/12/2032	685,134	0.21
405,000	Sealed Air Corp/Sealed Air Corp US	7.25%	15/02/2031	429,821	0.13
855,000	SeaWorld Parks & Entertainment Inc	5.25%	15/08/2029	805,157	0.25
2,000	Sensata Technologies BV	5.00%	01/10/2025	2,009	0.00
200,000	Sensata Technologies BV	4.00%	15/04/2029	186,090	0.06
488,000	Sensata Technologies BV	5.88%	01/09/2030	486,568	0.15
1,298,000	Sensata Technologies Inc	4.38%	15/02/2030	1,208,971	0.37
316,000	Sensata Technologies Inc	3.75%	15/02/2031	279,204	0.09
374,000	Service Properties Trust	4.50%	15/03/2025	366,073	0.11
841,000	Service Properties Trust	7.50%	15/09/2025	851,892	0.26
520,000	Shift4 Payments LLC / Shift4 Payments Finance Sub Inc	4.63%	01/11/2026	506,589	0.16
1,052,000	Sigma Holdco BV	7.88%	15/05/2026	948,068	0.29
724,000	Sinclair Television Group Inc	4.13%	01/12/2030	508,547	0.16
806,000	Sirius XM Radio Inc	5.00%	01/08/2027	782,767	0.24
280,000	Sirius XM Radio Inc	4.00%	15/07/2028	261,514	0.08
798,000	Sirius XM Radio Inc	4.13%	01/07/2030	714,777	0.22
241,000	Sirius XM Radio Inc	3.88%	01/09/2031	206,574	0.06
500,000	Sitio Royalties Operating Partnership LP / Sitio Finance Corp	7.88%	01/11/2028	517,974	0.16
338,000	SM Energy Co	6.75%	15/09/2026	338,574	0.10
185,000	SM Energy Co	6.50%	15/07/2028	184,687	0.06
490,000	SMBC Aviation Capital Finance DAC	5.45%	03/05/2028	493,220	0.15
1,424,000	Smyrna Ready Mix Concrete LLC	6.00%	01/11/2028	1,408,035	0.43
385,000	Smyrna Ready Mix Concrete LLC	8.88%	15/11/2031	404,421	0.12
615,000	SNF Group SACA	3.13%	15/03/2027	561,890	0.17
670,000	SNF Group SACA	3.38%	15/03/2030	574,127	0.18
1,501,000	Solaris Midstream Holdings LLC	7.63%	01/04/2026	1,524,062	0.47
801,000	Sonic Automotive Inc	4.63%	15/11/2029	729,553	0.22
415,000	Sonic Automotive Inc	4.88%	15/11/2031	369,682	0.11
1,184,000	Southwestern Energy Co	5.38%	01/02/2029	1,157,023	0.35
883,000	Southwestern Energy Co	5.38%	15/03/2030	863,217	0.26
55,000	Southwestern Energy Co	4.75%	01/02/2032	51,051	0.02
442,000	Spirit AeroSystems Inc	9.38%	30/11/2029	484,271	0.15
455,000	Sprint LLC	7.63%	01/03/2026	474,996	0.15

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	社債				
	米ドル				
476,000	SRS Distribution Inc	6.13%	01/07/2029	452,444	0.14
393,000	SRS Distribution Inc	6.00%	01/12/2029	369,849	0.11
361,000	Standard Industries Inc	5.00%	15/02/2027	352,018	0.11
275,000	Standard Industries Inc	4.75%	15/01/2028	265,343	0.08
1,105,000	Staples Inc	7.50%	15/04/2026	1,036,134	0.32
318,000	Suburban Propane Partners LP/Suburban Energy Finance Corp	5.88%	01/03/2027	318,095	0.10
1,024,000	Suburban Propane Partners LP/Suburban Energy Finance Corp	5.00%	01/06/2031	936,988	0.29
543,000	Summer BC Bidco B LLC	5.50%	31/10/2026	509,123	0.16
1,461,000	Summit Midstream Holdings LLC / Summit Midstream Finance Corp	5.75%	15/04/2025	1,430,968	0.44
215,000	Sunoco LP / Sunoco Finance Corp	7.00%	15/09/2028	221,985	0.07
435,000	Sunoco LP / Sunoco Finance Corp	4.50%	15/05/2029	403,665	0.12
910,000	Sunoco LP / Sunoco Finance Corp	4.50%	30/04/2030	842,446	0.26
533,000	Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp	6.00%	31/12/2030	498,793	0.15
470,000	Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp	6.00%	01/09/2031	436,829	0.13
775,000	Tapestry Inc	7.35%	27/11/2028	813,006	0.25
156,000	TechnipFMC Plc	6.50%	01/02/2026	155,850	0.05
395,000	Telecom Italia Capital SA	6.00%	30/09/2034	377,600	0.12
741,000	Telecom Italia Capital SA	7.20%	18/07/2036	748,049	0.23
147,000	Tenet Healthcare Corp	6.25%	01/02/2027	147,583	0.05
607,000	Tenet Healthcare Corp	4.63%	15/06/2028	581,681	0.18
710,000	Tenet Healthcare Corp	4.25%	01/06/2029	662,316	0.20
531,000	Tenet Healthcare Corp	6.13%	15/06/2030	536,743	0.16
505,000	Tenet Healthcare Corp	6.75%	15/05/2031	519,254	0.16
1,080,000	Thor Industries Inc	4.00%	15/10/2029	963,988	0.30
469,000	Titan Acquisition Ltd / Titan Co-Borrower LLC	7.75%	15/04/2026	472,374	0.14
477,000	TK Elevator Holdco GmbH	7.63%	15/07/2028	473,489	0.15
913,000	TK Elevator US Newco Inc	5.25%	15/07/2027	896,597	0.27
300,000	Toronto-Dominion Bank	8.13%	31/10/2082	313,517	0.10
1,634,000	TransDigm Inc	5.50%	15/11/2027	1,608,556	0.49
490,000	TransDigm Inc	6.75%	15/08/2028	503,786	0.15
626,000	TransDigm Inc	4.63%	15/01/2029	586,731	0.18
1,600,000	TransDigm Inc	4.88%	01/05/2029	1,496,064	0.46
730,000	TransDigm Inc	6.88%	15/12/2030	752,620	0.23
1,016,000	Transocean Inc	11.50%	30/01/2027	1,063,870	0.33
452,200	Transocean Inc	8.75%	15/02/2030	474,166	0.15
558,000	Transocean Poseidon Ltd	6.88%	01/02/2027	557,853	0.17
85,000	Transocean Titan Financing Ltd	8.38%	01/02/2028	87,957	0.03
977,000	Travel + Leisure Co	6.00%	01/04/2027	974,764	0.30
497,000	Travel + Leisure Co	4.50%	01/12/2029	445,605	0.14
538,000	Travel + Leisure Co	4.63%	01/03/2030	483,694	0.15
640,000	TriMas Corp	4.13%	15/04/2029	580,522	0.18
720,000	TriNet Group Inc	3.50%	01/03/2029	649,823	0.20
175,000	TriNet Group Inc	7.13%	15/08/2031	181,159	0.06
1,103,000	Triumph Group Inc	9.00%	15/03/2028	1,173,136	0.36
551,000	Tronox Inc	4.63%	15/03/2029	489,389	0.15
166,000	Uber Technologies Inc	6.25%	15/01/2028	167,311	0.05
200,000	UBS Group AG	9.25%	13/05/2172	215,883	0.07
475,000	UniCredit SpA	5.46%	30/06/2035	447,132	0.14
997,000	United Airlines Inc	4.38%	15/04/2026	971,484	0.30
375,000	United Rentals North America Inc	6.00%	15/12/2029	380,731	0.12
741,000	United Wholesale Mortgage LLC	5.50%	15/04/2029	698,701	0.21
490,000	Uniti Group LP / Uniti Group Finance Inc / CSL Capital LLC	10.50%	15/02/2028	499,398	0.15
600,000	UPC Holding BV	5.50%	15/01/2028	563,949	0.17
2,199,000	Urban One Inc	7.38%	01/02/2028	1,870,613	0.57
416,000	US Foods Inc	4.75%	15/02/2029	395,538	0.12
1,739,000	USA Compression Partners LP / USA Compression Finance Corp	6.88%	01/04/2026	1,736,032	0.53
220,000	USI Inc	7.50%	15/01/2032	225,363	0.07
415,000	Valvoline Inc	4.25%	15/02/2030	413,086	0.13
440,000	Valvoline Inc	3.63%	15/06/2031	375,927	0.12
570,000	Venture Global Calcasieu Pass LLC	4.13%	15/08/2031	504,637	0.15
760,000	Venture Global LNG Inc	8.13%	01/06/2028	767,988	0.24
960,000	Venture Global LNG Inc	9.50%	01/02/2029	1,016,315	0.31

額面	銘柄名称	利率	償還年月日 ／満期日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
社債					
米ドル					
610,000	Venture Global LNG Inc	9.88%	01/02/2032	638,461	0.20
1,095,000	Vertiv Group Corp	4.13%	15/11/2028	1,030,702	0.32
610,000	Vibrantz Technologies Inc	9.00%	15/02/2030	479,715	0.15
487,000	Viper Energy Inc	5.38%	01/11/2027	480,039	0.15
310,000	Virgin Media Finance Plc	5.00%	15/07/2030	275,755	0.08
475,000	Virgin Media Secured Finance Plc	5.50%	15/05/2029	461,462	0.14
450,000	Virgin Media Vendor Financing Notes IV DAC	5.00%	15/07/2028	423,750	0.13
580,000	Virtusa Corp	7.13%	15/12/2028	505,277	0.15
1,356,000	VistaJet Malta Finance Plc / Vista Management Holding Inc	7.88%	01/05/2027	1,175,084	0.36
280,000	VistaJet Malta Finance Plc / Vista Management Holding Inc	9.50%	01/06/2028	237,150	0.07
595,000	VistaJet Malta Finance Plc / Vista Management Holding Inc	6.38%	01/02/2030	416,212	0.13
603,000	Vmed 02 UK Financing I Plc	4.25%	31/01/2031	529,005	0.16
529,000	Voya Financial Inc	7.75%	15/03/2172	549,550	0.17
200,000	VZ Secured Financing BV	5.00%	15/01/2032	170,681	0.05
505,000	Walgreens Boots Alliance Inc	3.45%	01/06/2026	480,006	0.15
325,000	Wells Fargo & Co	5.88%	15/06/2172	321,973	0.10
385,000	Wells Fargo & Co	7.63%	15/09/2172	403,794	0.12
868,000	Western Midstream Operating LP	4.05%	01/02/2030	813,665	0.25
350,000	WMG Acquisition Corp	3.75%	01/12/2029	320,872	0.10
483,000	WMG Acquisition Corp	3.88%	15/07/2030	438,767	0.13
514,000	WMG Acquisition Corp	3.00%	15/02/2031	447,455	0.14
488,000	WR Grace Holdings LLC	4.88%	15/06/2027	471,135	0.14
391,000	WR Grace Holdings LLC	5.63%	15/08/2029	345,590	0.11
565,000	WR Grace Holdings LLC	7.38%	01/03/2031	566,825	0.17
471,000	Wynn Macau Ltd	4.88%	01/10/2024	465,878	0.14
260,000	XPO Inc	7.13%	01/02/2032	269,755	0.08
357,000	Yum! Brands Inc	4.75%	15/01/2030	344,946	0.11
558,000	Yum! Brands Inc	3.63%	15/03/2031	504,247	0.15
355,000	ZF North America Capital Inc	6.88%	14/04/2028	369,979	0.11
689,000	Ziff Davis Inc	4.63%	15/10/2030	631,434	0.19
400,000	Ziggo Bond Co BV	5.13%	28/02/2030	334,749	0.10
431,000	Ziggo BV	4.88%	15/01/2030	384,605	0.12
429,000	ZoomInfo Technologies LLC/ZoomInfo Finance Corp	3.88%	01/02/2029	389,657	0.12
				299,060,951	91.72
社債合計				311,510,328	95.54
国債					
米ドル					
150,490	Argentine Republic Government International Bond	1.00%	09/07/2029	60,261	0.02
1,370,020	Argentine Republic Government International Bond	0.75%	09/07/2030	554,420	0.17
2,509,979	Argentine Republic Government International Bond	3.63%	09/07/2035	863,370	0.27
国債合計				1,478,051	0.46

株数	銘柄名称		評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	普通株式			
	英ポンド			
6,750	New Holdco Npv		59,739	0.02
	米ドル			
53,283	Intelsat Emergence Npv		1,525,226	0.47
1,705,000	Intelsat SA		0	0.00
157	LyondellBasell Industries NV		15,004	0.00
1	Nabors Industries Ltd		83	0.00
6,555	Noble Corp Plc		319,818	0.10
2,164	Valaris Ltd		150,290	0.04
			2,010,421	0.61
	普通株式合計		2,070,160	0.63
	優先株式			
	米ドル			
14,800	Bank of America Corp 4.375%		290,376	0.09
	優先株式合計		290,376	0.09
	投資ファンド			
	米ドル			
1	Global High Yield Portfolio II WTI Ltd		26,229	0.01
	投資ファンド合計		26,229	0.01
	新株予約権証券			
	米ドル			
1,446	Intelsat Emergence SA Warrant 17/02/2027		1,204	0.00
491	Noble Corp WT2 Warrant (SUB) 04/02/2028		12,653	0.00
491	Noble Corp WT2 Warrant 04/02/2028		14,426	0.01
	新株予約権証券合計		28,283	0.01
額面	銘柄名称	利率／利回り	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	集合投資スキーム			
1,010,740	Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund - X Distribution Class	4.50%	1,010,740	0.31
	集合投資スキーム合計		1,010,740	0.31
	投資資産合計		316,414,167	97.05
	先物取引			
枚数	銘柄名称		未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
56	U.S. Treasury 2 Year Note (CBT) March 2024	買建	80,590	0.02
44	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) March 2024	買建	29,109	0.01
12	U.S. Treasury Long Bond (CBT) March 2024	買建	49,933	0.02
	先物取引未実現利益		159,632	0.05
枚数	銘柄名称		未実現損失 (米ドル)	純資産 比率(%)
8	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) March 2024	買建	(2,155)	(0.00)
(21)	U.S. Treasury Ultra Bond (CBT) March 2024	売建	(211,074)	(0.06)
(5)	Euro Bund Future March 2024	売建	(18,670)	(0.01)
(23)	Euro Bobl Future March 2024	売建	(40,397)	(0.01)
	先物取引未実現損失		(272,296)	(0.08)

外国為替予約取引						
償還年月日／満期日		元本(買)		元本(売)	未実現利益 (米ドル)	純資産比率(%)
10/01/2024	GBP	479,737	USD	608,383	2,551	0.00
外国為替予約取引未実現利益					2,551	0.00
償還年月日／満期日		元本(買)		元本(売)	未実現損失 (米ドル)	純資産比率(%)
14/02/2024	USD	8,533,780	EUR	7,860,099	(183,464)	(0.06)
10/01/2024	USD	266,649	GBP	214,943	(7,076)	(0.00)
10/01/2024	USD	4,737,329	GBP	3,896,618	(224,928)	(0.07)
外国為替予約取引未実現損失					(415,468)	(0.13)
現地通貨建 想定元本額	スワップ契約				未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
	クレジット・デフォルト・スワップ					
	Credit Default Swap (Barclays Bank Plc) (Fund provides					
(5,696,000)	default protection on CDX.NA.HY.34-V9 Index; and receives				265,340	0.08
	Fixed 5.00%) (20/06/2025)					
	クレジット・デフォルト・スワップ未実現利益				265,340	0.08
投資合計					評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
社債					311,510,328	95.54
国債					1,478,051	0.46
普通株式					2,070,160	0.63
優先株式					290,376	0.09
投資ファンド					26,229	0.01
新株予約権証券					28,283	0.01
集合投資スキーム					1,010,740	0.31
先物取引未実現利益					159,632	0.05
先物取引未実現損失					(272,296)	(0.08)
外国為替予約取引未実現利益					2,551	0.00
外国為替予約取引未実現損失					(415,468)	(0.13)
クレジット・デフォルト・スワップ未実現利益					265,340	0.08
その他資産・負債					9,893,475	3.03
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産					326,047,401	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年9月30日現在)

I	資産総額	36,420,640,721円
II	負債総額	41,005,766円
III	純資産総額（I－II）	36,379,634,955円
IV	発行済口数	113,524,435,476口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.3205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に
対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を
表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

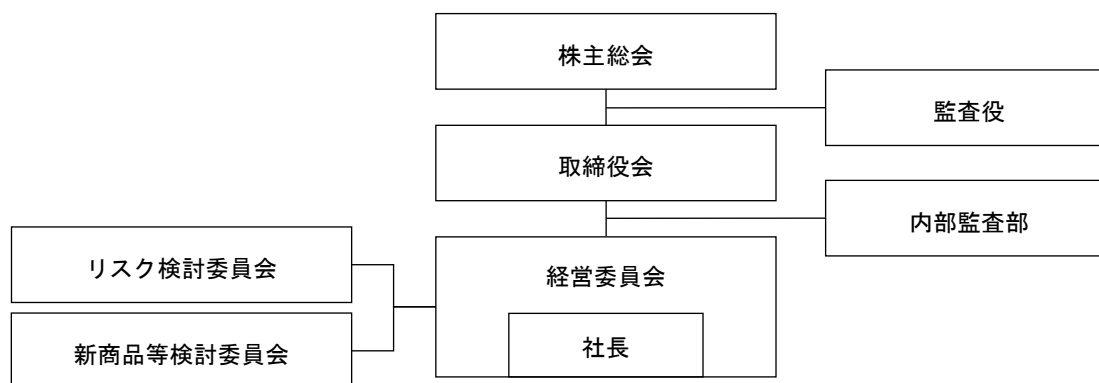
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の配分方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室

があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2024年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	151	6,370,977,983,749
単位型株式投資信託	3	148,498,665,033
合計	154	6,519,476,648,782

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家

としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第28期 (2022年12月31日現在)		第29期 (2023年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,328,077		4,946,710
短期貸付金			19,619,343		19,628,142
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			405,004		592,834
未収委託者報酬			3,695,796		4,875,665
未収運用受託報酬			2,213,112		1,920,972
未収収益			109,058		201,421
その他流動資産			1,434		50,437
流動資産計			30,371,839		32,216,196
固定資産					
無形固定資産			283,171		8,548,644
ソフトウェア		283,171		228,681	
のれん		—		2,207,711	
顧客関連資産		—		6,112,251	
投資その他の資産			1,968,039		694,340
投資有価証券		—		103,110	
長期差入保証金		37,763		34,153	
繰延税金資産		1,492,540		—	
その他の投資等		437,734		557,076	
固定資産計			2,251,210		9,242,984
資産合計			32,623,050		41,459,181

期別		第28期 (2022年12月31日現在)		第29期 (2023年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			109,298		122,284
未払金			2,893,551		3,967,292
未払収益分配金		92		104	
未払手数料		1,645,125		2,366,121	
その他未払金		1,248,333		1,601,066	
未払費用	* 1		3,014,873		3,146,802
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			5,000,000		—
未払法人税等			569,429		1,670,820
未払消費税等			192,612		249,285
その他流動負債			204,543		192,529
流動負債計			11,984,309		9,349,014
固定負債					
関係会社長期借入金			—		6,000,000
退職給付引当金			569,904		663,465
長期未払費用	* 1		1,154,342		836,744
繰延税金負債			—		297,752
固定負債計			1,724,247		7,797,962
負債合計			13,708,556		17,146,976
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			18,034,494		23,430,046
その他利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
繰越利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
株主資本合計			18,914,494		24,310,046
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		—		2,157	
評価・換算差額等合計			—		2,157
純資産合計			18,914,494		24,312,204
負債・純資産合計			32,623,050		41,459,181

(2) 【損益計算書】

期別			第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
科目			注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	千円	千円
		委託者報酬			34,894,167		35,160,881
		運用受託報酬	* 2		10,103,002		10,926,362
		その他営業収益	* 2		4,788,944		5,615,660
		営業収益計			49,786,114		51,702,904
		営業費用					
		支払手数料			16,464,977		16,708,347
		支払投資顧問料			—		189,260
		広告宣伝費			62,840		89,453
		調査費			14,690,960		12,691,735
		委託調査費	* 2	14,690,960		12,691,735	
		委託計算費			365,661		363,368
		営業雑経費			299,250		274,973
		通信費		27,906		25,372	
		印刷費		214,623		208,720	
		協会費		56,720		40,880	
		営業費用計			31,883,691		30,317,140
		一般管理費					
		給料			6,462,941		7,235,496
		役員報酬		212,048		170,682	
		給料・手当		3,440,410		3,654,509	
		賞与		1,235,240		1,536,034	
		株式従業員報酬	* 1	218,692		312,484	
		その他の報酬		1,356,549		1,561,785	
		交際費			46,002		104,600
		寄付金			38,520		57,491
		旅費交通費			128,734		229,808
		租税公課			148,134		184,668
		退職給付費用			246,591		377,860
		固定資産減価償却費			33,398		275,701
		のれん償却額			—		83,309
		事務委託費			3,373,227		3,353,938
		諸経費			1,024,519		1,168,171
		一般管理費計			11,502,070		13,071,047
	営業利益				6,400,352		8,314,717
	営業外 損益 の部	営業外収益					
		収益分配金			280		—
		受取利息			159,673		73,920
		投資有価証券売却益			—		—
		雑益			—		10,790
		株式従業員報酬	* 1 * 2		91,458		—
		営業外収益計			251,411		84,710
		営業外費用					
		支払利息	* 2 * 1 * 2		67,253		49,213
		株式従業員報酬			—		174,444
		為替差損			83,425		4,710
投資有価証券売却損				5,383		—	
雑損				—		39	
営業外費用計				156,062		228,408	
経常利益				6,495,701		8,171,018	
益特 の別 部損	特別損失						
	抱合せ株式消滅差損	* 3		—		387,764	
	特別損失計			—		387,764	
税引前当期純利益				6,495,701		7,783,253	
法人税、住民税及び事業税				1,722,571		2,441,436	
法人税等調整額				382,974		△53,734	
当期純利益				4,390,156		5,395,552	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2022年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							△972	△972	△972
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,390,156	4,390,156	4,390,156	△972	△972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494

第29期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td><td>3年（社内における利用可能期間）</td></tr> <tr> <td>のれん</td><td>13年9ヶ月</td></tr> <tr> <td>顧客関連資産</td><td>13年9ヶ月</td></tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。						
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。						

	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 これによる財務諸表に与える影響はありません。
------------------------------	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 (2022年12月31日現在)	第29期 (2023年12月31日現在)
* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用 1,683,024千円 固定負債 長期未払費用 1,038,102千円	* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用 1,327,764千円 固定負債 長期未払費用 657,414千円

(損益計算書関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	* 1 株式従業員報酬 同左
* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 5,516,066千円 その他営業収益 4,515,594千円 営業費用 委託調査費 14,690,960千円 営業外収益 株式従業員報酬 91,458千円 営業外費用 支払利息 67,253千円	* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 6,387,241千円 その他営業収益 5,193,357千円 営業費用 委託調査費 12,651,728千円 営業外費用 支払利息 49,213千円 株式従業員報酬 174,444千円 * 3 抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	5,000,000	5,000,000	—
負債計	5,000,000	5,000,000	—

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	5,000,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	—	5,000,000	—	5,000,000
負債計	—	5,000,000	—	5,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	—
資産計	103,110	103,110	—
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	4,000,000	2,000,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券	—	103,110	—	103,110
資産計	—	103,110	—	103,110

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	—	6,000,000	—	6,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第28期 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)										
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの <table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th>取得原価 (千円)</th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの</td><td>投資証券</td><td>100,000</td><td>103,110</td><td>3,110</td></tr></table>	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)							
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110							
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>売却額 (千円)</th><th>売却益の合計額 (千円)</th><th>売却損の合計額 (千円)</th></tr><tr><td>97,616</td><td>85</td><td>5,468</td></tr></table>	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	97,616	85	5,468	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)									
97,616	85	5,468									

(デリバティブ取引関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)																																																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。 2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>539,048 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>135,012</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>2,371</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>36,748</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△41,086</u></td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td>672,094</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>672,094</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△39,575</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td><td><u>△62,613</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td><td><u>569,904</u></td></tr> </table> (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>135,012</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>2,371</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,778</td></tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td><td><u>15,653</u></td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td><u>157,816</u></td></tr> </table> (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.09 %</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630千円であります。	退職給付債務の期首残高	539,048 千円	勤務費用	135,012	利息費用	2,371	数理計算上の差異の発生額	36,748	退職給付の支払額	<u>△41,086</u>	退職給付債務の期末残高	672,094	積立型制度の退職給付債務	672,094	未認識数理計算上の差異	△39,575	未認識過去勤務費用	<u>△62,613</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>569,904</u>	勤務費用	135,012	利息費用	2,371	数理計算上の差異の費用処理額	4,778	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>157,816</u>	割引率	1.09 %	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。 2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>672,094 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>147,590</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>7,275</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>28,545</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△86,960</u></td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td>768,545</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>768,545</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△58,119</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td><td><u>△46,960</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td><td><u>663,465</u></td></tr> </table> (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>147,590</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>7,275</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>10,002</td></tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td><td><u>15,653</u></td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td><u>180,521</u></td></tr> </table> (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.21 %</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円であります。	退職給付債務の期首残高	672,094 千円	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の発生額	28,545	退職給付の支払額	<u>△86,960</u>	退職給付債務の期末残高	768,545	積立型制度の退職給付債務	768,545	未認識数理計算上の差異	△58,119	未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>	割引率	1.21 %
退職給付債務の期首残高	539,048 千円																																																																
勤務費用	135,012																																																																
利息費用	2,371																																																																
数理計算上の差異の発生額	36,748																																																																
退職給付の支払額	<u>△41,086</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	672,094																																																																
積立型制度の退職給付債務	672,094																																																																
未認識数理計算上の差異	△39,575																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△62,613</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>569,904</u>																																																																
勤務費用	135,012																																																																
利息費用	2,371																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	4,778																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>157,816</u>																																																																
割引率	1.09 %																																																																
退職給付債務の期首残高	672,094 千円																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の発生額	28,545																																																																
退職給付の支払額	<u>△86,960</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	768,545																																																																
積立型制度の退職給付債務	768,545																																																																
未認識数理計算上の差異	△58,119																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	10,002																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>																																																																
割引率	1.21 %																																																																

(税効果会計関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>412,918千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>174,504</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>302,289</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>224,786</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>378,040</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,492,540</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,492,540</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td><td>1,492,540</td></tr> </table>	未払費用	412,918千円	退職給付引当金	174,504	長期未払費用	302,289	無形固定資産	224,786	その他	378,040	小計	1,492,540	繰延税金資産合計	1,492,540	その他有価証券評価差額金	—	小計	—	繰延税金負債合計	—	繰延税金資産純額	1,492,540	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>459,734千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>203,153</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>205,231</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>225,434</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>481,218</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,574,771</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,574,771</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>無形固定資産</td><td>△1,871,571</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△952</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△1,872,523</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,872,523</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債純額</td><td>△297,752</td></tr> </table>	未払費用	459,734千円	退職給付引当金	203,153	長期未払費用	205,231	無形固定資産	225,434	その他	481,218	小計	1,574,771	繰延税金資産合計	1,574,771	無形固定資産	△1,871,571	その他有価証券評価差額金	△952	小計	△1,872,523	繰延税金負債合計	△1,872,523	繰延税金負債純額	△297,752
未払費用	412,918千円																																														
退職給付引当金	174,504																																														
長期未払費用	302,289																																														
無形固定資産	224,786																																														
その他	378,040																																														
小計	1,492,540																																														
繰延税金資産合計	1,492,540																																														
その他有価証券評価差額金	—																																														
小計	—																																														
繰延税金負債合計	—																																														
繰延税金資産純額	1,492,540																																														
未払費用	459,734千円																																														
退職給付引当金	203,153																																														
長期未払費用	205,231																																														
無形固定資産	225,434																																														
その他	481,218																																														
小計	1,574,771																																														
繰延税金資産合計	1,574,771																																														
無形固定資産	△1,871,571																																														
その他有価証券評価差額金	△952																																														
小計	△1,872,523																																														
繰延税金負債合計	△1,872,523																																														
繰延税金負債純額	△297,752																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.76 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.03 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>32.41 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62 %	(調整)		賞与等永久に損金に算入されない項目	1.76 %	その他	0.03 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.41 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.22 %</td></tr> <tr> <td>のれん償却額</td><td>0.33 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△1.50 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>30.68 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62 %	(調整)		賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %	のれん償却額	0.33 %	その他	△1.50 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %																								
法定実効税率	30.62 %																																														
(調整)																																															
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.76 %																																														
その他	0.03 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.41 %																																														
法定実効税率	30.62 %																																														
(調整)																																															
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %																																														
のれん償却額	0.33 %																																														
その他	△1.50 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %																																														
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																														

(企業結合等関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容：投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日：株式取得

2023年7月1日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 7,766,200千円
取得原価	7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3. 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年9ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

(収益認識関係)

第28期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第28期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	129 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益	4,515,594		
							運用受託報酬	5,516,066	未払費用	694,963
							委託調査費	14,690,960		
親会社	ザ・ゴールド ドマン・ サックス・ グループ・ インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	10,712 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注3) 株式報酬	営業外収益	91,458	未払費用	988,061
									一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	5,000,000
							営業外費用	67,253	長期未払 費用	1,038,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の 子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調 達 （注1）	営業外収益	159,666	短期貸付 金	19,619,343
									未収収益	108,479
									未払費用	159,641
親会社 の 子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振 替 （注2） 資産の保 有等	—	—	未払費用	590,016

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

(関連当事者情報)

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益	5,193,357		
							運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
							委託調査費	12,651,728		
親会社	ザ・ゴールド ドマン・ サックス・ グループ・ インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注1) 株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用	911,446
									長期未払 費用	657,414
									関係会社 長期借入 金	6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調達 （注1）	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振替 （注1） 資産の保有等	—	—	未払費用	784,471
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダ ハーグ	36 千ユーロ	持株会社	—	株式取得	株式取得	7,766,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

(1株当たり情報)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,955,389円71銭	1株当たり純資産額	3,798,781円96銭
1株当たり当期純利益金額	685,961円89銭	1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭
損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円	損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	4,390,156千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	5,395,552千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西郷 篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

		第30期 中間会計期間末 (2024年 6 月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,576,651
短期貸付金		19,143,221
支払委託金		12
前払費用		554,676
未収委託者報酬		5,898,019
未収運用受託報酬		1,327,818
未収収益		766,859
その他流動資産		527
流動資産計		32,267,786
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		378,710
のれん		2,124,401
顧客関連資産		5,882,083
無形固定資産計		8,385,195
投資その他の資産		
長期差入保証金		51,634
その他の投資等		294,160
投資その他の資産計		345,795
固定資産計		8,730,990
資産合計		40,998,776

		第30期 中間会計期間末 (2024年 6 月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		99,949
未払金		2,899,563
未払費用		2,338,024
一年内返済予定の関係会社長期借入金		2,000,000
未払法人税等		1,685,532
未払消費税等	* 1	493,036
賞与引当金		1,104,671
その他流動負債		211,882
流動負債計		10,832,660
固定負債		
関係会社長期借入金		4,000,000
退職給付引当金		749,401
長期末払費用		581,645
繰延税金負債		550,653
固定負債計		5,881,700
負債合計		16,714,360
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		23,404,415
利益剰余金合計		23,404,415
株主資本合計		24,284,415
純資産合計		24,284,415
負債・純資産合計		40,998,776

(2) 中間損益計算書

		第30期 中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		21,119,434
運用受託報酬		6,664,369
その他営業収益		3,304,918
営業収益計		31,088,722
営業費用及び一般管理費		25,100,906
営業利益		5,987,815
営業外収益	* 1	35,649
営業外費用	* 2	191,321
経常利益		5,832,143
税引前中間純利益		5,832,143
法人税、住民税及び事業税		1,603,920
法人税等調整額		253,853
中間純利益		3,974,369

重要な会計方針

項目	第30期 中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用) 3年（社内における利用可能期間） のれん 13年9ヶ月 顧客関連資産 13年9ヶ月
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。 (3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。

項目	第30期 中間会計期間 (自 2024年 1月 1 日 至 2024年 6月30日)
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第30期 中間会計期間末 (2024年 6 月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第30期 中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	受取利息 30,571千円 投資有価証券売却益 5,077千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬 130,335千円 支払利息 42,524千円

(リース取引関係)

第30期 中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第30期 中間会計期間末 (2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

(注) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社長期借入金	—	2, 000, 000	—	2, 000, 000
関係会社長期借入金	—	4, 000, 000	—	4, 000, 000
負債計	—	6, 000, 000	—	6, 000, 000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第30期 中間会計期間末（2024年 6 月30日）

その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第30期 中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第30期 中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第30期 中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,119,434	6,664,369	3,304,918	31,088,722

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
27,016,471	4,072,250	31,088,722

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第30期 中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
1株当たり純資産額	3,794,439円98銭
1株当たり中間純利益金額	620,995円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	3,974,369千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	3,974,369千円
差 額	一千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第30期 中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

G S ハイ・イールド・ボンド・ファンド

信 託 約 款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
G S ハイ・イールド・ボンド・ファンド

運用の基本方針

信託約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として、投資適格未滿に格付けされた債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、通常の状態において、資産の 3 分の 2 以上を投資時点で投資格付未滿に格付けされた高利回りの債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)から構成される高い水準のトータル・リターンを目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ⑥ ブルームバーグ US コーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ⑦ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- ② 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の外貨建資産への直接投資は行いません。

- ③ 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

2004 年 11 月 10 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(原則として、毎月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
G S ハイ・イールド・ボンド・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託契約締結当初の受益者に関し、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000億口¹を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

¹ 第3条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含み

ます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただ

し、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 3.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 [削除]

第 17 条 [削除]

第 18 条 [削除]

第 19 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
 2. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預 金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第25条、第31条乃至第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第22条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

第23条の2 [削除]

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものを含みます。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

第 27 条 投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

第 28 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2004 年 9 月 17 日から 2004 年 11 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 39 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信

託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除

し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 43 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原

則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第 45 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとしします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとしします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
- ⑧ [削除]
- ⑨ [削除]
- ⑩ 本信託約款の如何なる規定も、民法 650 条の委託者に対する適用または類推適用を妨げるものと解釈されてはなりません。但し、民法 650 条の適用または類推適用を妨げる強行法規が存在する場合は、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 45 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第46条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第46条第4項中「第1項」とあるのは「第45条第7項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

- 第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 52 条 第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じて、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2004 年 9 月 17 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(附 表)

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第 21 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

アイルランド籍外国投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ― グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ
---------------	---

アイルランド籍外国投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ― ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド
---------------	---